

女川2号工認 指摘事項に対する回答整理表(基本設計方針)

No.	指摘日	図書種別、 図書番号	図書名称	該当頁	コメント内容	回答内容	資料等への 反映箇所	回答状況	備考
1	2020/9/16	共通(基本 設計方針)	基本設計方針に関する 説明資料【第23条 炉 心等】	p2, 7	○バックフィット案件に係る変更については、備考欄に 差異理由を適切に記載するとともに、基本設計方針の 変更前後の記載を整理して説明すること。	備考にバックフィット案件である旨を記載しました。 また、変更前については、安全設計審査指針に基づ き、従前より考慮しているため、基本設計方針の変更 前後で記載に違いはありません。	基本設計方針に関する 説明資料【第23条 炉 心等】 p2	2020/11/24 回答済	
2	2020/9/16	共通(基本 設計方針)	基本設計方針に関する 説明資料【第32条 非 常用炉心冷却設備】	p2, 5	○先行プラントとの差異について、内容の相違の有無 も含めて差異理由を整理して説明すること。 〔【32条7】:非常用電源設備の記載の要否について確 認すること。 【32条8】:原子炉冷却材喪失事故時の記載の要否に ついて確認すること。〕	先行プラントと同様に、ECCS系ポンプの給電を記載し ました。 また、冷却材喪失事故であることを明確化するため、 「大破断の冷却材喪失事故」、「中小破断の冷却材喪 失事故」と修正しました。	基本設計方針に関する 説明資料【第32条 非 常用炉心冷却設備】 p2, 5	2020/11/24 回答済	
3	2020/10/1	共通(基本 設計方針)	基本設計方針に関する 説明資料【第41条 放 射性物質による汚染の 防止】	-	○先行プラントとの比較について、複数のプラントで比 較して検討すること。	先行プラントとの比較を反映しました。 なお、先行プラントとの比較において反映事項はあり ません。	基本設計方針に関する 説明資料【第41条 放 射性物質による汚染の 防止】	2020/11/24 回答済	
4	2020/10/1	共通(基本 設計方針)	基本設計方針に関する 説明資料【第43条 換 気設備】	-	○先行プラントとの比較について、複数のプラントで比 較して検討すること。	先行プラントとの比較を反映しました。 なお、先行プラントとの比較において反映事項はあり ません。	基本設計方針に関する 説明資料【第43条 換 気設備】	2020/11/24 回答済	
5	2020/10/1	共通(基本 設計方針)	基本設計方針に関する 説明資料【第8条 立ち 入りの防止】	-	○先行プラントとの比較について、複数のプラントで比 較して検討すること。	先行プラントとの比較を反映しました。 なお、先行プラントとの比較において反映事項はあり ません。	基本設計方針に関する 説明資料【第8条 立ち 入りの防止】	2020/11/24 回答済	
6	2020/10/1	共通(基本 設計方針)	基本設計方針に関する 説明資料【第9条 発電 用原子炉施設への人の 不法な侵入等の防止】	-	○先行プラントとの比較について、複数のプラントで比 較して検討すること。	先行プラントとの比較を反映しました。 なお、先行プラントとの比較において反映事項はあり ません。	基本設計方針に関する 説明資料【第9条 発電 用原子炉施設への人の 不法な侵入等の防止】	2020/11/24 回答済	
7	2020/10/1	共通(基本 設計方針)	基本設計方針に関する 説明資料【第20条/第57 条 安全弁等】	p.6	○主蒸気逃がし安全弁の容量に関する記載につい て、記載内容を整理して説明すること。また、差異理由 を具体的に説明すること。	1.1倍以下に保持するように算定することにより、1.2倍 以下に保持することを記載する必要はないため、東二 および柏崎と同様の記載に修正しました。	基本設計方針に関する 説明資料【第20条/第57 条 安全弁等】 p.6	2020/11/24 回答済	

女川2号工認 指摘事項に対する回答整理表(基本設計方針)

No.	指摘日	図書種別、 図書番号	図書名称	該当頁	コメント内容	回答内容	資料等への 反映箇所	回答状況	備考
8	2020/10/7	共通(基本設計方針)	基本設計方針に関する説明資料【第26条 燃料取扱設備及び燃料貯蔵設備】	p.10, 11	○原子炉建屋クレーンの転倒防止について、設計方針に不足のないよう整理し、説明すること。 (離隔を確保できないものに対するSsの考慮について、記載の要否を確認すること。)	原子炉建屋クレーンの転倒防止については【26条42】において、基準地震動Ssによる地震荷重に対し、健全性評価及び転倒落下防止評価を行い、使用済燃料プールへの落下物とならない設計とする旨記載しています。 また、離隔を確保できないその他の重量物について、基準地震動Ssを考慮しても、地震時の各部発生応力が許容応力以下となる設計とする旨記載しました。	基本設計方針に関する説明資料【第26条 燃料取扱設備及び燃料貯蔵設備】 p.11	2020/11/24 回答済	
9	2020/10/7	共通(基本設計方針)	基本設計方針に関する説明資料【第38条 原子炉制御室等】	p.6	○津波監視カメラについて、給電設備の電源構成を整理し、説明すること。	所内電源設備又は常設代替交流電源設備から給電できる設計であることから、本文に「非常用交流電源設備」を追記しました。	基本設計方針に関する説明資料【第38条 原子炉制御室等】 p.6	2020/11/24 回答済	
10	2020/10/7	共通(基本設計方針)	基本設計方針に関する説明資料【第33条 循環設備等】	p.7, 8	○原子炉補機冷却系の単一故障及び外部電源喪失の仮定について、設置許可申請の内容を踏まえて適切に記載すること。	設置許可の記載を踏襲し、原子炉補機冷却系を非常用炉心冷却系の3区分に分離した設計とすることで、単一故障及び外部電源喪失時にも熱負荷を輸送できる旨を記載しました。	基本設計方針に関する説明資料【第33条 循環設備等】 p.7, 8	2020/11/24 回答済	
11	2020/10/14	共通(基本設計方針)	基本設計方針に関する説明資料【第44条 原子炉格納施設】	p.7	○自動隔離弁について、SA時に容易に開弁できることを他の工認資料で確認できるのか。また、記載要否について検討すること。	DBA時隔離されるがSA時に開弁する必要がある自動隔離弁は、原子炉格納容器フィルタベント系において流路となる「原子炉格納容器調気系」の弁である。 (対象弁の選定方法はO2-他-F-04-0001_改0にて整理。) 当該自動隔離弁について、SA時に容易に開弁できることとして、以下文章を記載しました。 「重大事故等時に使用する原子炉格納容器調気系の隔離弁については、・・・重大事故等時に容易に開弁が可能な設計とする。」	基本設計方針に関する説明資料【第44条 原子炉格納施設】 p.7	2020/12/10 回答済	
12	2020/11/13	共通(基本設計方針)	基本設計方針に関する説明資料【第48条/第78条 準用】	-	○2号機の補助ボイラー単独で蒸気容量が足りることを別途説明すること。	(補助ボイラーの設備側ヒアリング時に説明予定)		今後回答	
13	2020/10/21	共通(基本設計方針)	基本設計方針に関する説明資料【第61条 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備】	p.9	○ブローアウトパネルについては、浸水防護施設と兼用としているが、先行プラントを確認したうえで整理して説明すること。	原子炉建屋ブローアウトパネルの設備登録については、先行プラント記載を踏まえ、主登録を原子炉格納施設、兼用先として原子炉冷却系統施設、浸水防護施設に見直しました。	基本設計方針に関する説明資料【第61条 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備】 p.9	2020/12/24 回答済	

女川2号工認 指摘事項に対する回答整理表(基本設計方針)

No.	指摘日	図書種別, 図書番号	図書名称	該当頁	コメント内容	回答内容	資料等への反映箇所	回答状況	備考
14	2020/10/28	共通(基本設計方針)	基本設計方針に関する説明資料【第63条 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための設備】	p.10	○「一次隔離弁の操作を行う原子炉建屋1階の遮蔽体」の鉛厚さ(遮蔽厚さ)2mmについて説明すること。	添付書類「VI-1-8-1-別添2 原子炉格納容器フィルタベント系の設計」のうち「別紙6 ベント実施に伴う作業等の作業員の被ばく評価」において、鉛厚さ2mmの遮蔽厚さを有する遠隔手動弁操作設備遮蔽を設置した場合の被ばく評価を実施し、作業員の実効線量が緊急作業時の線量限度である100 mSv 以下であることを確認しております。	—	2021/2/4 回答済	原子炉格納施設の設備側ヒアリングにて回答を実施
15	2020/10/28	共通(基本設計方針)	基本設計方針に関する説明資料【第66条 原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための設備】	p.14, 15, 27	○先行プラントよりも複雑な系統構成となっているので、設備概要を整理して説明すること。	原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための設備概要を整理しました。 (O2-他-F-04-0002_改0にて整理)	—	2020/12/24 回答済	
16	2020/10/28	共通(基本設計方針)	基本設計方針に関する説明資料【第67条 水素爆発による原子炉格納容器の損傷を防止するための設備】	p.4	○フィルタ装置出口水素濃度について、設置場所の考え方を先行プラントと比較して説明すること。	水素濃度計の設置場所の差異は次のとおりです。 ・女川: 出口配管に設置 ・東二: 入口配管に設置 ・柏崎: フィルタ装置入口側配管及びフィルタ装置出口側配管(よう素フィルタ入口側)に設置  女川は、ベント停止後、入口配管については、可搬型窒素ガス供給装置によりフィルタ装置の上流側から窒素を供給し、フィルタ装置を経由し放出口に至る流れを作り、水素を掃気します。 また、出口配管は放出口まで連続上り勾配となり、水素は蒸気とともに放出口に導かれることから、系統内に水素が蓄積することはありませんが、窒素供給による系統パージ中において、系統内の水素濃度が低下していることを確認するために、系統内の窒素の流れを考慮し、水素濃度計で出口配管の系統パージ中の水素濃度を監視することとしております。  一方、東二及び柏崎は、系統内の蒸気が凝縮してフィルタ装置に戻ると非凝縮性ガス濃度が上昇し、可燃限界に至るおそれがある箇所に、系統パージ停止後に水素が長期的に滞留しないことを確認するために水素濃度計を設置しています。	—	2021/1/28 回答済	原子炉格納施設の設備側ヒアリングにて回答を実施
17	2020/10/28	共通(基本設計方針)	基本設計方針に関する説明資料【第67条 水素爆発による原子炉格納容器の損傷を防止するための設備】	p.2	○水素濃度計を格納容器内に設置するが、格納容器内の環境条件(スプレイ等)において、性能が確保できることを説明すること。	(計測制御系統施設の設備側ヒアリング時に説明予定)		今後回答	

女川2号工認 指摘事項に対する回答整理表(基本設計方針)

No.	指摘日	図書種別, 図書番号	図書名称	該当頁	コメント内容	回答内容	資料等への 反映箇所	回答状況	備考
18	2020/10/28	共通(基本設計方針)	基本設計方針に関する説明資料【第67条 水素爆発による原子炉格納容器の損傷を防止するための設備】	—	○原子炉建屋原子炉棟と原子炉建屋付属棟の範囲が工認図書では分からないので、別途資料を用いて説明すること。	原子炉建屋原子炉棟の範囲を工認添付書類(発電所全体図)に反映しました。 (O2-エ-C-01-0005_改0にて整理。)	1.3 主要設備の配置の状況を明示した平面図及び断面図	2020/12/24 回答済	
19	2020/11/10	共通(基本設計方針)	基本設計方針に関する説明資料【第69条 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための設備】	p.7	○弁の遠隔操作の記載の要否について、設置変更許可時の審査過程も踏まえて検討すること。	燃料プール代替注水系(常設配管)及び燃料プールのスプレイ系(常設配管)の遠隔手動弁操作設備は、技術的能力のタイムチャート上必須の設備では無いことから、基本設計方針への記載は行わないこととしています。  なお、条文要求によるものを除くその他の系統の遠隔手動弁操作設備の基本設計方針への記載要否についても同様に、技術的能力のタイムチャートにより必要性を整理しております。(O2-エ-D-24-0001_改0参照)	—	2020/12/24 回答済	
20	2020/11/10	共通(基本設計方針)	基本設計方針に関する説明資料【第71条 重大事故等の収束に必要な水の供給設備】	p.7	○残留熱除去設備のSA時の水源として海を水源とするものはないのか整理して説明すること。	重大事故等の収束に必要な淡水源を確保しているとともに、残留熱除去設備のうち、 <u>残留熱除去系は海を直接水源として利用できない系統構成</u> 、 <u>原子炉格納容器フィルタベント系は海を利用しない運用</u> としていることから、海は記載しておりません。	—	2020/12/24 2021/1/21 回答済	
21	2020/11/10	共通(基本設計方針)	基本設計方針に関する説明資料【第72条 電源設備】	p.3	○ガスタービン発電設備燃料移送ポンプ接続盤が単線結線図上読み取れないため、別途系統構成(単線結線図)を説明すること。	(非常用電源設備の設備側ヒアリング時に説明予定。 なお、単線結線図にガスタービン発電設備燃料移送ポンプ接続盤を追加予定)		今後回答	

女川2号工認 指摘事項に対する回答整理表(基本設計方針)

No.	指摘日	図書種別、 図書番号	図書名称	該当頁	コメント内容	回答内容	資料等への 反映箇所	回答状況	備考
22	2020/11/10	共通(基本設計方針)	基本設計方針に関する説明資料【第72条 電源設備】	p.3	○代替所内電気系統に接続されているものはSAで期待しているという認識であるため、緊急時対策所用のM/Cも記載すべきと考えるが、記載が必要か検討すること。	【72条20】は代替所内電気設備としての機器の説明をしている。緊急時対策所用代替交流電源設備であり、【76条10】にて機器スペック等の説明があることから、現状記載のままの整理とします。  参考:8.1.4非常用電源設備の基本設計方針 1.非常用電源設備の電源系統 1.2代替所内電気系統 →【72条20】 2.交流電源設備 2.4緊急時対策所用代替交流電源設備 →【76条10】	—	2020/12/24 回答済	
23	2020/11/10	共通(基本設計方針)	基本設計方針に関する説明資料【第72条 電源設備】	p.23	○ガスタービン発電設備燃料小出槽の用途について、記載の可否を含め別途説明すること。	ガスタービン発電設備燃料小出槽はガスタービン発電機の連続運転(定格出力で10分間)に必要な燃料を供給できる設計としています。 また、ガスタービン発電設備燃料小出槽はガスタービン発電機と設置エリア(車両)が同エリアであるため、先行の記載を踏まえ位置的分散等についてはガスタービン発電機に含めた記載としています。	—	2020/12/24 回答済	
24	2020/11/17	共通(基本設計方針)	基本設計方針に関する説明資料【第15条 設計基準対象施設の機能】	p.12, 31	○SPTタンク撤去については設置変更許可申請書での記載事項を含めて、撤去処置等について別途設備側で資料を用いて説明すること。	(放射性廃棄物の廃棄施設の設備側ヒアリング時に説明予定)		今後説明	
25	2020/11/17	共通(基本設計方針)	基本設計方針に関する説明資料【第54条 重大事故等対処設備】	p.3	○SA環境条件の考え方については、設置変更許可時の説明資料等を踏まえて健全性に係る説明書の説明時に改めて説明すること。	重大事故等対処設備で考慮する自然現象から、環境条件として設定する自然現象選定の考え方につきましては、設置変更許可時の審査資料に整理しています。(O2-他-F-01-0041_改0)	—	2021/2/9 回答済	健全性のヒアリングにて回答を実施
26	2020/12/10	共通(基本設計方針)	基本設計方針に関する説明資料【第46条/第76条 緊急時対策所】	p.3	○放射性雲通過時における緊急時対策所の陽圧化について、先行プラントとの差異理由を整理して説明すること。	緊急時対策所を陽圧化する「放射性雲通過時」を明確化し、以下のとおり修正しました。  「緊急時対策所加圧設備(空気ポンプ)は、放射性雲通過時において、緊急時対策所等を正圧化し、…」	—	2020/12/24 回答済	

女川2号工認 指摘事項に対する回答整理表(基本設計方針)

No.	指摘日	図書種別, 図書番号	図書名称	該当頁	コメント内容	回答内容	資料等への 反映箇所	回答状況	備考
27	2020/12/24	共通(基本 設計方針)	基本設計方針に関する 説明資料【第66条 原 子炉格納容器下部の溶 融炉心を冷却するた めの設備】	p.11	○電動弁(直流)の独立性の考え方について、他条文 において要求のある独立性の考え方の整理も踏まえ て、再度検討すること。	電動弁(直流)の独立性の考え方について、他条文に おいて要求のある独立性の考え方を踏まえて、整理を 行い、現状の記載のまま問題ないことを確認致しま した。 (O2-他-F-04-0002_改1にて整理)	—	2021/1/21 回答済	
28	2020/12/24	共通(基本 設計方針)	基本設計方針に関する 説明資料【第74条 運 転員が原子炉制御室に とどまるための設備】	p.12	○酸素濃度系及び二酸化炭素濃度計の保管場所につ いて、設置許可における許可内容との整合性を踏 まえた上で、整理して説明すること。	酸素濃度計と二酸化炭素濃度計は中央制御室待避 所に1セット保管することとしているため、以下のとおり 修文しました。 「酸素濃度計(中央制御室用)(個数1(予備1))及び二 酸化炭素濃度計(中央制御室用)(個数1(予備1))を 中央制御室内に保管する設計とする。また、酸素濃度 計(中央制御室用)(個数1)及び二酸化炭素濃度計 (中央制御室用)(個数1)を中央制御室待避所内に保 管する設計とする。」	基本設計方針に関する 説明資料【第74条 運 転員が原子炉制御室に とどまるための設備】 p. 5 基本設計方針に関する 説明資料【第38条 原 子炉制御室等】 p. 8	2021/1/21 回答済	

女川2号工認 記載適正化箇所(基本設計方針)

No.	図書種別, 図書番号	図書名称	該当頁	適正化内容	完了年月日	備考
1	共通(基本設計方針)	基本設計方針全般	—	用語の統一のため、「原子炉冷却材」という記載表現に全体的に適正化しました。(「冷却材喪失事故」を除く。)	2020/9/16	
2	共通(基本設計方針)	基本設計方針に関する説明資料【第23条 炉心等】	p.4	【23条12】チャンネルボックスを含まない要素であるため、「燃料集合体」に表現を適正化しました。	2020/9/16	
3	共通(基本設計方針)	基本設計方針に関する説明資料【第25条 一次冷却材】	p.2	【25条1】先行プラントの記載表現を踏まえ、以下のとおり表現を適正化しました。 「～であることを保持する設計～」	2020/9/16	
4	共通(基本設計方針)	基本設計方針に関する説明資料【第13条 安全避難通路等】	p.2	【13条1】非常灯等と同様に、安全避難通路についても他号機と共用を行うことから、共用号機を以下のとおり追記しました。 「安全避難通路(「第2号機設備」、「第1号機設備、第1,2,3号機共用」及び「第1号機設備、第1,2号機共用」)」	2020/10/1	
5	共通(基本設計方針)	基本設計方針に関する説明資料【第13条 安全避難通路等】	p.2	【13条3】蓄電池名称を要目表等に合わせ、工認上の名称「125V蓄電池」に適正化しました。	2020/10/1	
6	共通(基本設計方針)	基本設計方針に関する説明資料【第20/57条 安全弁等】	p.2	【20条1】【57条1】適用基準及び適用規格について、グランドルールに基づき、発行年まで記載するよう適正化しました。 「JSME S NC1-2001」、「JSME S NC1-2005」	2020/10/1	
7	共通(基本設計方針)	基本設計方針に関する説明資料【第20/57条 安全弁等】	p.3	【20条9】【57条9】すべて並列に並べていることから、接続詞を「及び」に適正化しました。	2020/10/1	
8	共通(基本設計方針)	基本設計方針に関する説明資料【第20/57条 安全弁等】	p.4	【20条12】【57条12】【20条13】【57条13】技術基準を踏まえた設備の設計方針を記載するため、先行プラントの記載を踏まえて、下記のとおり表現を適正化しました。 「設計基準対象施設及び重大事故等対処設備に属する容器として、液体炭酸ガス等の安全弁等の作動を不能にするおそれのある物質を内包する容器にあつては、容器の過圧防止に必要な容量を持つ破壊板を1個以上設置し、内部の過圧による損傷を防止する設計とする。 なお、容量は吹出し圧力と設置個数を適切に組み合わせることにより、容器の圧力をその最高使用圧力の1.1倍以下に保持するのに必要な容量を算定する。なお、容器と破壊板との間に連絡管は設置しない設計とする。 設計基準対象施設及び重大事故等対処施設に属する容器又は管に設置する安全弁等又は破壊板の入口側又は出口側に止め弁を設置する場合は、発電用原子炉の起動時及び運転中に止め弁が全開している事が確認できる設計とする。」	2020/10/1	
9	共通(基本設計方針)	基本設計方針に関する説明資料【第36条 反応度制御系統及び原子炉停止系統】	p.3	【36条8,9】設置許可等の記載表現を踏まえ、熟語になる場合は送り仮名をつけず、それ以外は送り仮名をつけるというよう、漢字の送り仮名について適正化しました。 「制御棒引き抜き」「制御棒引抜操作」等	2020/10/1	

女川2号工認 記載適正化箇所(基本設計方針)

No.	図書種別, 図書番号	図書名称	該当頁	適正化内容	完了年月日	備考
10	共通(基本設計方針)	基本設計方針に関する説明資料【第36条 反応度制御系統及び原子炉停止系統】	p.3	【36条8】要目表等に合わせ、工認上の信号名称として以下のとおり表現を適正化しました。 「原子炉周期(ペリオド)短」	2020/10/1	
11	共通(基本設計方針)	基本設計方針に関する説明資料【第37条 制御材駆動装置】	p.1, 2	【37条1, 2, 5】設置許可等の記載表現を踏まえ、熟語になる場合は送り仮名をつけず、それ以外は送り仮名をつけるというよう、漢字の送り仮名について適正化しました。 「制御棒引き抜き」「制御棒引抜操作」等	2020/10/1	
12	共通(基本設計方針)	基本設計方針に関する説明資料【第39条 廃棄物処理装置等】	p.3, 4	【39条6～9】基本設計方針の記載順番を、先行プラントを踏まえて適正化しました。	2020/10/1	
13	共通(基本設計方針)	基本設計方針に関する説明資料【第39条 廃棄物処理装置等】	p.7	【39条17】対象となる系統は複数あることから、下記のとおり記載を適正化しました。 「～及びこれらに関連する～」	2020/10/1	
14	共通(基本設計方針)	基本設計方針に関する説明資料【第39条 廃棄物処理装置等】	p.10	【39条5-1】工認上廃棄物処理系に属するサプレッションプール水貯蔵系の基本設計方針を追記しました。なお、本系統は本工事計画において廃止となるため、「変更前」のみにおいて記載しています。	2020/10/1	
15	共通(基本設計方針)	基本設計方針に関する説明資料【第40条 廃棄物貯蔵設備等】	p.7	【40条8】対象となる系統は複数あることから、下記のとおり記載を適正化しました。 「～及びこれらに関連する～」	2020/10/1	
16	共通(基本設計方針)	基本設計方針に関する説明資料【第26条 燃料取扱設備及び燃料貯蔵設備】	p.3	【26条8】明記している操作以外にも、燃料交換機の使用目的がある(燃料体の移動等)ことから、「等」を追記しました。	2020/10/7	
17	共通(基本設計方針)	基本設計方針に関する説明資料【第26条 燃料取扱設備及び燃料貯蔵設備】	p.4	【26条12】原子炉建屋クレーンの主巻フックの落下防止の設計について、ワイヤロープに関する考慮事項を追記し適正化しました。 「～外れ止めを有し、使用済燃料輸送容器等を取り扱う主巻フックは、定格荷重を保持でき、必要な安全率を有するワイヤロープを二重化することにより、燃料体等の～」	2020/10/7	
18	共通(基本設計方針)	基本設計方針に関する説明資料【第26条 燃料取扱設備及び燃料貯蔵設備】	p.6	【26条18】キャスクには使用済燃料のみを封入するため、表現を適正化しました。 「～内部に使用済燃料が収納された場合～」, 「～収納される使用済燃料の放射能強度～」	2020/10/7	



女川2号工認 記載適正化箇所(基本設計方針)

No.	図書種別, 図書番号	図書名称	該当頁	適正化内容	完了年月日	備考
19	共通(基本設計方針)	基本設計方針に関する説明資料【第26条 燃料取扱設備及び燃料貯蔵設備】	p.8	【26条23】先行プラント等の記載表現を踏まえ、表現を適正化しました。 「～貯蔵容量最大で貯蔵した状態で、～」	2020/10/7	
20	共通(基本設計方針)	基本設計方針に関する説明資料【第26条 燃料取扱設備及び燃料貯蔵設備】	p.10	【26条39】転倒以外による使用済燃料プールへの落下も可能性があることから(盤の損壊等),「等」を追記しました。	2020/10/7	
21	共通(基本設計方針)	基本設計方針に関する説明資料【第33条 循環設備等】	p.3	原子炉冷却材の循環設備の系統構成を記載しておりましたが、先行プラントの記載を踏まえ、削除しました。	2020/10/7	
22	共通(基本設計方針)	基本設計方針に関する説明資料【第33条 循環設備等】	p.6	【33条12】補給する対象として原子炉冷却材を明確化するよう、先行プラントの記載表現を踏まえ、以下のとおり適正化しました。 「～に対し、 <u>原子炉冷却材</u> を補給する能力を～」	2020/10/7	
23	共通(基本設計方針)	基本設計方針に関する説明資料【第34条 計測装置】	p.2	【34条32, 33】使用済燃料プールの計測装置として、FPCポンプ入口温度、プール水位温度(ガイドパルス式)、プールライナドレン漏えいを追記し、あわせて計測結果の記録保存についても記載し、適正化しました。	2020/10/7	
24	共通(基本設計方針)	基本設計方針に関する説明資料【第34条 計測装置】	p.3	【34条2】先行プラントの書きぶりを踏まえ接続詞を追加し、「2種類」の漢数字を算用数字に適正化しました。	2020/10/7	
25	共通(基本設計方針)	基本設計方針に関する説明資料【第34条 計測装置】	p.3	【34条7】先行プラントの書きぶりを踏まえ、カンマで列挙するよう適正化しました。	2020/10/7	
26	共通(基本設計方針)	基本設計方針に関する説明資料【第34条 計測装置】	p.4	【34条3】先行プラントの書きぶりを踏まえ、すべて並列で列挙するよう接続詞を適正化しました。	2020/10/7	
27	共通(基本設計方針)	基本設計方針に関する説明資料【第34条 計測装置】	p.4, 6	【34条8, 10, 11, 12, 13, 14, 15】記録紙により記録保存するパラメータとプロセス計算機から記録保存するパラメータを再確認し、実設計を踏まえて適正化しました。	2020/10/7	

女川2号工認 記載適正化箇所(基本設計方針)

No.	図書種別, 図書番号	図書名称	該当頁	適正化内容	完了年月日	備考
28	共通(基本設計方針)	基本設計方針に関する説明資料【第34条 計測装置】	p.5, 6, 8, 9, 10	【34条4, 5, 6, 16, 18, 19, 22, 24, 27, 28, 31, 35】先行プラントの書きぶりを踏まえ、以下のとおり記載を適正化しました。また、文末を「～設計とする。」で統一するよう修正しました。「～及び保存することができる設計とする。」	2020/10/7	
29	共通(基本設計方針)	基本設計方針に関する説明資料【第34条 計測装置】	p.7	【34条25】プロセスモニタリング設備の工認対象機器として、「原子炉建屋原子炉棟排気放射線モニタ」の基本設計方針を追記しました。	2020/10/7	
30	共通(基本設計方針)	基本設計方針に関する説明資料【第34条 計測装置】	p.10	【34条31】「放射能観測車」は可搬型設備に該当するため、可搬型設備で他号機と共用する設備については、グラウンドルールに従い保管場所を明記するよう修正しました。	2020/10/7	
31	共通(基本設計方針)	基本設計方針に関する説明資料【第35条 安全保護装置】	p.4	【35条6】「侵入を防止」と記載されていた箇所について、文章の構成を踏まえて「侵入防止」に記載表現を適正化しました。	2020/10/7	
32	共通(基本設計方針)	基本設計方針に関する説明資料【第47条 警報装置等】	p.2, 3, 9, 10	【47条1, 2, 3, 4】「等」があり非限定列挙であることから、カンマで接続するよう、記載表現を適正化しました。	2020/10/7	
33	共通(基本設計方針)	基本設計方針に関する説明資料【第47条 警報装置等】	p.10	【47条1】蒸気式空気抽出器が復水器に係る事項であることは要目表等から自明であるため、先行プラントを踏まえて「復水器の～」を削除しました。	2020/10/7	
34	共通(基本設計方針)	基本設計方針に関する説明資料【第47条 警報装置等】	p.10	【47条1, 2】文末を「～設計とする。」で統一するよう修正しました。	2020/10/7	
35	共通(基本設計方針)	基本設計方針に関する説明資料【第14条 安全設備】	p.3	【14条1】先行プラントの書きぶりを踏まえ、「(解釈を含む。)」は本文章において影響がないことから、記載を削除しました。	2020/10/14	
36	共通(基本設計方針)	基本設計方針に関する説明資料【第16条 全交流動力電源喪失対策設備／第45条 保安電源設備】	p.6	【45条26】機器名称を工認上の名称に適正化し、「無停電交流電源用静止型無停電電源装置」と修正しました。	2020/10/14	

女川2号工認 記載適正化箇所(基本設計方針)

No.	図書種別, 図書番号	図書名称	該当頁	適正化内容	完了年月日	備考
37	共通(基本設計方針)	基本設計方針に関する説明資料【第16条 全交流動力電源喪失対策設備／第45条 保安電源設備】	p.7	【45条27】文章構成を踏まえ、表現を以下のとおり適正化しました。 「～無停電電源装置等で構成し、核計装の～」	2020/10/14	
38	共通(基本設計方針)	基本設計方針に関する説明資料【第16条 全交流動力電源喪失対策設備／第45条 保安電源設備】	p.8	【45条21】設置許可に合わせた記載表現に適正化し、実設計と整合するよう文章を適正化しました。 「～必要な非常用ディーゼル発電機(高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機を含む。)2台を7日間～」	2020/10/14	
39	共通(基本設計方針)	基本設計方針に関する説明資料【第16条 全交流動力電源喪失対策設備／第45条 保安電源設備】	p.10	【45条30】250V蓄電池、250V充電器の機器名称を工認上の機器名称に適正化しました。	2020/10/14	
40	共通(基本設計方針)	基本設計方針に関する説明資料【第16条 全交流動力電源喪失対策設備／第45条 保安電源設備】	p.11	【45条12】1相開放故障検知時の対応について、以下を追記し適正化しました。 「275kV 送電線及び66kV 送電線において1相の電路の開放を検知した場合は、自動又は手動で故障箇所の隔離及び非常用母線の受電切替ができる設計とし、電力の供給の安定性を回復できる設計とする。」	2020/10/14	
41	共通(基本設計方針)	基本設計方針に関する説明資料【第28条 原子炉冷却材圧力バウンダリの隔離装置等】	p.3	【28条5, 6】RCPB漏えい検出器の機能や設置場所等について、先行プラントの書きぶりを踏まえ、記載を追記しました。 「ドライウェル床ドレンサンプ水位測定装置は、ドライウェル床ドレンサンプに設ける設計とする。 原子炉冷却材圧力バウンダリからの原子炉冷却材の漏えいは、ドライウェル床ドレンサンプ水位測定装置にて検出できる設計とする。」	2020/10/14	
42	共通(基本設計方針)	基本設計方針に関する説明資料【第44条 原子炉格納施設】	p.2	【44条26】文末を「～設計とする。」で統一するよう修文しました。	2020/10/14	
43	共通(基本設計方針)	基本設計方針に関する説明資料【第44条 原子炉格納施設】	p.6	【44条7】先行プラントの書きぶりを踏まえて、記載表現を適正化しました。 「原子炉冷却材圧力バウンダリに接続するか、～」	2020/10/14	
44	共通(基本設計方針)	基本設計方針に関する説明資料【第44条 原子炉格納施設】	p.7	【44条12】別表第二や要目表等の記載表現を踏襲し、「非常用炉心冷却設備」で統一するよう修正しました。	2020/10/14	

女川2号工認 記載適正化箇所(基本設計方針)

No.	図書種別, 図書番号	図書名称	該当頁	適正化内容	完了年月日	備考
45	共通(基本設計方針)	基本設計方針に関する説明資料【第44条 原子炉格納施設】	p.8	【44条13】先行プラントの書きぶりを踏まえ、以下のとおり記載を適正化しました。 「～隔離弁を設置したものと同等の～」	2020/10/14	
46	共通(基本設計方針)	基本設計方針に関する説明資料【第46/76条 緊急時対策所】	p.5, 11, 14	【76条7, 9, 16】記載表現を「放射性雲」で基本設計方針内で統一するため、適正化しました。	2020/10/14	
47	共通(基本設計方針)	基本設計方針に関する説明資料【第46/76条 緊急時対策所】	p.13	【76条4】先行プラントの書きぶりを踏まえ、表現を以下のとおり適正化しました。 「緊急時対策所の機能に係る設備は、共通要因により中央制御室と同時に機能喪失しないよう～」	2020/10/21	
48	共通(基本設計方針)	基本設計方針に関する説明資料【第46/76条 緊急時対策所】	p.15	【46条2】先行プラントの書きぶりを踏まえ、表現を以下のとおり適正化しました。 「～以下の措置を講じること又は～」	2020/10/21	
49	共通(基本設計方針)	基本設計方針に関する説明資料【第59条 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備】	p.3	【59条9】ATWS緩和設備(代替制御棒挿入機能)の流路として使用される設備を流路の基本設計方針として追記しました。 「ATWS 緩和設備(代替制御棒挿入機能)の流路として、設計基準対象施設である制御棒駆動水圧系の配管を重大事故等対処設備として使用できる設計とする。 その他、設計基準対象施設である制御棒、制御棒駆動機構及び水圧制御ユニットを重大事故等対処設備として使用できる設計とする。」	2020/10/21	
50	共通(基本設計方針)	基本設計方針に関する説明資料【第60条 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備】	p.3, 4	【60条6, 7】先行プラントの記載実績を踏まえ、高圧代替注水系の交流→直流変換の給電ルートについても追記しました。 「高圧代替注水系は、常設代替交流電源設備、可搬型代替交流電源設備又は所内常設～」	2020/10/21	
51	共通(基本設計方針)	基本設計方針に関する説明資料【第60条 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備】	p.7	【60条11】設置許可の記載内容を踏まえ、原子炉隔離時冷却系の給電に関して不足していた「可搬型代替直流電源設備」を追記しました。	2020/10/21	

女川2号工認 記載適正化箇所(基本設計方針)

No.	図書種別, 図書番号	図書名称	該当頁	適正化内容	完了年月日	備考
52	共通(基本設計方針)	基本設計方針に関する説明資料【第61条 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備】	p.4	基本設計方針の章 3.4.4 のタイトルを、工認上の名称を踏まえて以下のとおり適正化しました。 「3.4.4 代替自動減圧回路(代替自動減圧機能)」	2020/10/21	
53	共通(基本設計方針)	基本設計方針に関する説明資料【第61条 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備】	p.5	【61条8】「125V直流電源切替盤」の機器名称を、工認上の名称を踏まえて適正化しました。	2020/10/21	
54	共通(基本設計方針)	基本設計方針に関する説明資料【第62条 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための設備】	p.9	【62条9】低圧代替注水系(常設)(直流駆動低圧注水系ポンプ)の流路として使用される設備として、「原子炉圧力容器内部構造物」が不足していたため追記しました。	2020/10/21	
55	共通(基本設計方針)	基本設計方針に関する説明資料【第62条 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための設備】	p.25	【62条14】【62条23】【62条32】【62条44】【62条55】補機駆動用燃料の補給先として記載する設備を適正化しました。また、軽油タンクからタンクローリへの軽油ルートについて、以下のとおり文章を追記しました。 「非常用ディーゼル発電設備軽油タンク、高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備軽油タンク又はガスタービン発電設備軽油タンクからタンクローリへの軽油の補給は、ホースを用いる設計とする。」	2020/10/21	
56	共通(基本設計方針)	基本設計方針に関する説明資料【第63条 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための設備】	p.4	【63条55】残留熱除去系(格納容器スプレイ冷却モード)の流路として使用される設備を、流路の基本設計方針として追記しました。 「残留熱除去系(格納容器スプレイ冷却モード)の流路として、設計基準対象施設である原子炉格納容器を重大事故等対処設備として使用できる設計とする。」	2020/10/28	
57	共通(基本設計方針)	基本設計方針に関する説明資料【第63条 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための設備】	p.5	【63条56】残留熱除去系(サプレッションプール水冷却モード)の流路として使用される設備を、流路の基本設計方針として追記しました。 「残留熱除去系(サプレッションプール水冷却モード)の流路として、設計基準対象施設である原子炉格納容器を重大事故等対処設備として使用できる設計とする。」	2020/10/28	
58	共通(基本設計方針)	基本設計方針に関する説明資料【第63条 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための設備】	p.8, 27	【63条57】可搬型窒素ガス供給系の給電が不足していたため、以下のとおり追記しました。 「可搬型窒素ガス供給装置は、車両内に搭載された可搬型窒素ガス供給装置発電設備により給電できる設計とする。」	2020/10/28	

女川2号工認 記載適正化箇所(基本設計方針)

No.	図書種別, 図書番号	図書名称	該当頁	適正化内容	完了年月日	備考
59	共通(基本設計方針)	基本設計方針に関する説明資料【第63条 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための設備】	p.10, 25	【63条16】遠隔手動弁操作設備遮蔽は生体遮蔽に該当しないことから、基本設計方針の記載場所を放射線管理施設から原子炉冷却系統施設に修正しました。	2020/10/28	
60	共通(基本設計方針)	基本設計方針に関する説明資料【第63条 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための設備】	p.13, 18	【63条49】設置許可の記載内容を踏まえて、設備の設置場所を「原子炉建屋付属棟内」に修正しました。また、先行プラントの書きぶりを踏まえ、共通要因で故障を考慮する系統を明記しました。	2020/10/28	
61	共通(基本設計方針)	基本設計方針に関する説明資料【第63条 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための設備】	p.28	【63条13】可搬型窒素ガス供給装置発電設備の章であるため、可搬型窒素ガス供給装置を主語とした文章とするよう修正しました。 「可搬型窒素ガス供給装置発電設備は、車両内に搭載され、可搬型窒素ガス供給装置に給電できる設計とする。」	2020/10/28	
62	共通(基本設計方針)	基本設計方針に関する説明資料【第63条 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための設備】	p.28	【63条14】軽油タンクからタンクローリへの軽油ルートについて、以下のとおり文章を追記しました。 「非常用ディーゼル発電設備軽油タンク、高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備軽油タンク又はガスタービン発電設備軽油タンクからタンクローリへの軽油の補給は、ホースを用いる設計とする。」	2020/10/28	
63	共通(基本設計方針)	基本設計方針に関する説明資料【第63条 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための設備】	p.29	【63条21】【63条40】補機駆動用燃料の補給先として記載する設備を適正化しました。また、軽油タンクからタンクローリへの軽油ルートについて、以下のとおり文章を追記しました。 「非常用ディーゼル発電設備軽油タンク、高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備軽油タンク又はガスタービン発電設備軽油タンクからタンクローリへの軽油の補給は、ホースを用いる設計とする。」	2020/10/28	
64	共通(基本設計方針)	基本設計方針に関する説明資料【第63条 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための設備】	p.30	海水の取水に使用する取水設備は、DBで既設の非常用取水設備を使用するため、取水容量及び引き波時の海水確保については33条において担保している設計事項であるため、先行プラントと同様にSAでは記載しないよう適正化しました。	2020/10/28	
65	共通(基本設計方針)	基本設計方針に関する説明資料【第64条 原子炉格納容器内の冷却等のための設備】	p.21	【64条11】【64条24】【64条36】補機駆動用燃料の補給先として記載する設備を適正化しました。また、軽油タンクからタンクローリへの軽油ルートについて、以下のとおり文章を追記しました。 「非常用ディーゼル発電設備軽油タンク、高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備軽油タンク又はガスタービン発電設備軽油タンクからタンクローリへの軽油の補給は、ホースを用いる設計とする。」	2020/10/28	

女川2号工認 記載適正化箇所(基本設計方針)

No.	図書種別, 図書番号	図書名称	該当頁	適正化内容	完了年月日	備考
66	共通(基本設計方針)	基本設計方針に関する説明資料【第65条 原子炉格納容器の過圧破損を防止するための設備】	p.4, 16	【65条28】遠隔手動弁操作設備遮蔽は生体遮蔽に該当しないことから、基本設計方針の記載場所を放射線管理施設から原子炉冷却系統施設に修正しました。	2020/10/28	
67	共通(基本設計方針)	基本設計方針に関する説明資料【第65条 原子炉格納容器の過圧破損を防止するための設備】	p.8, 17	【65条38】先行プラントの書きぶりを踏まえ、「冷却手段」の多様性を明記するよう修文しました。	2020/10/28	
68	共通(基本設計方針)	基本設計方針に関する説明資料【第65条 原子炉格納容器の過圧破損を防止するための設備】	p.11, 14	【65条44】可搬型窒素ガス供給系の給電が不足していたため、以下のとおり追記しました。 「 <u>可搬型窒素ガス供給装置は、車両内に搭載された可搬型窒素ガス供給装置発電設備により給電できる設計とする。</u> 」	2020/10/28	
69	共通(基本設計方針)	基本設計方針に関する説明資料【第65条 原子炉格納容器の過圧破損を防止するための設備】	p.19	【65条25】可搬型窒素ガス供給装置発電設備の章であるため、可搬型窒素ガス供給装置を主語とした文章とするよう修文しました。 「 <u>可搬型窒素ガス供給装置発電設備は、車両内に搭載され、可搬型窒素ガス供給装置に給電できる設計とする。</u> 」	2020/10/28	
70	共通(基本設計方針)	基本設計方針に関する説明資料【第65条 原子炉格納容器の過圧破損を防止するための設備】	p.19	【65条26】軽油タンクからタンクローリへの軽油ルートについて、以下のとおり文章を追記しました。 「 <u>非常用ディーゼル発電設備軽油タンク、高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備軽油タンク又はガスタービン発電設備軽油タンクからタンクローリへの軽油の補給は、ホースを用いる設計とする。</u> 」	2020/10/28	
71	共通(基本設計方針)	基本設計方針に関する説明資料【第65条 原子炉格納容器の過圧破損を防止するための設備】	p.20	【65条11】【65条33】補機駆動用燃料の補給先として記載する設備を適正化しました。また、軽油タンクからタンクローリへの軽油ルートについて、以下のとおり文章を追記しました。 「 <u>非常用ディーゼル発電設備軽油タンク、高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備軽油タンク又はガスタービン発電設備軽油タンクからタンクローリへの軽油の補給は、ホースを用いる設計とする。</u> 」	2020/10/28	
72	共通(基本設計方針)	基本設計方針に関する説明資料【第66条 原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための設備】	p.23	【66条62】先行プラントの記載実績を踏まえ、高圧代替注水系の交流→直流変換の給電ルートについても追記しました。 「 <u>高圧代替注水系は、常設代替交流電源設備、可搬型代替交流電源設備又は所内常設～</u> 」	2020/10/28	

女川2号工認 記載適正化箇所(基本設計方針)

No.	図書種別, 図書番号	図書名称	該当頁	適正化内容	完了年月日	備考
73	共通(基本設計方針)	基本設計方針に関する説明資料【第66条 原子炉格納容器下部の熔融炉心を冷却するための設備】	p.28	【66条15】【66条29】【66条41】【66条56】補機駆動用燃料の補給先として記載する設備を適正化しました。また、軽油タンクからタンクローリへの軽油ルートについて、以下のとおり文章を追記しました。 「非常用ディーゼル発電設備軽油タンク、高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備軽油タンク又はガスタービン発電設備軽油タンクからタンクローリへの軽油の補給は、ホースを用いる設計とする。」	2020/10/28	
74	共通(基本設計方針)	基本設計方針に関する説明資料【第67条 水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための設備】	p.2	先行プラントと同様に、2.1.2章タイトルを以下のとおり適正化しました。 「2.1.2 原子炉格納容器内の水素濃度及び酸素濃度の計測」	2020/10/28	
75	共通(基本設計方針)	基本設計方針に関する説明資料【第67条 水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための設備】	p.2	【67条29】計測パラメータ名称を工認上の名称を踏まえて適正化しました。 「格納容器内水素濃度(S/C)」	2020/10/28	
76	共通(基本設計方針)	基本設計方針に関する説明資料【第67条 水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための設備】	p.3	【67条30】格納容器内雰囲気ガスサンプリング装置の仕様の記載方法について、他の基本設計方針の書きぶりと同様とするよう適正化しました。 「～、格納容器内雰囲気ガスサンプリング装置(吸引ポンプ(個数2、容量0.05L/min/個以上、吐出圧力0.2MPa)、排気ポンプ個数2、容量0.05L/min/個以上、吐出圧力0.854MPa以上)、サンプル冷却器(個数2、伝熱面積0.245m <sup>2</sup> /個以上)により～」	2020/10/28	
77	共通(基本設計方針)	基本設計方針に関する説明資料【第67条 水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための設備】	p.6, 13, 14	【67条15】遠隔手動弁操作設備遮蔽は生体遮蔽に該当しないことから、基本設計方針の記載場所を放射線管理施設から原子炉冷却系統施設に修正しました。	2020/10/28	
78	共通(基本設計方針)	基本設計方針に関する説明資料【第67条 水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための設備】	p.8, 12	【67条33】【67条35】可搬型窒素ガス供給系の給電が不足していたため、以下のとおり追記しました。 「可搬型窒素ガス供給装置は、車両内に搭載された可搬型窒素ガス供給装置発電設備により給電できる設計とする。」	2020/10/28	
79	共通(基本設計方針)	基本設計方針に関する説明資料【第67条 水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための設備】	p.16	【67条16】【67条34】可搬型窒素ガス供給装置発電設備の章であるため、可搬型窒素ガス供給装置を主語とした文章とするよう修文しました。 「可搬型窒素ガス供給装置発電設備は、車両内に搭載され、可搬型窒素ガス供給装置に給電できる設計とする。」	2020/10/28	



女川2号工認 記載適正化箇所(基本設計方針)

No.	図書種別, 図書番号	図書名称	該当頁	適正化内容	完了年月日	備考
80	共通(基本設計方針)	基本設計方針に関する説明資料【第67条 水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための設備】	p.16	【67条7】【67条36】軽油タンクからタンクローリへの軽油ルートについて、以下のとおり文章を追記しました。 「非常用ディーゼル発電設備軽油タンク、高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備軽油タンク又はガスタービン発電設備軽油タンクからタンクローリへの軽油の補給は、ホースを用いる設計とする。」	2020/10/28	
81	共通(基本設計方針)	基本設計方針に関する説明資料【第67条 水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための設備】	p.17	【67条19】補機駆動用燃料の補給先として記載する設備を適正化しました。また、軽油タンクからタンクローリへの軽油ルートについて、以下のとおり文章を追記しました。 「非常用ディーゼル発電設備軽油タンク、高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備軽油タンク又はガスタービン発電設備軽油タンクからタンクローリへの軽油の補給は、ホースを用いる設計とする。」	2020/10/28	
82	共通(基本設計方針)	基本設計方針に関する説明資料【第68条 水素爆発による原子炉建屋等の破損を防止するための設備】	p.2	【68条1】工認上の名称を踏まえて、「原子炉建屋内水素濃度」の名称を適正化しました。	2020/11/10	
83	共通(基本設計方針)	基本設計方針に関する説明資料【第68条 水素爆発による原子炉建屋等の破損を防止するための設備】	p.3	先行プラントと同様に、2.1.5章タイトルを以下のとおり適正化しました。 「2.1.5 静的触媒式水素再結合装置の作動状態監視」	2020/11/10	
84	共通(基本設計方針)	基本設計方針に関する説明資料【第68条 水素爆発による原子炉建屋等の破損を防止するための設備】	p.6	【68条12】静的触媒式水素再結合装置で、要目表対象外で流路として使用される設備を基本設計方針として追記しました。 「静的触媒式水素再結合装置の流路として、設計基準対象施設である原子炉建屋原子炉棟、原子炉建屋大物搬入口及び原子炉建屋エアロックを重大事故等対処設備として使用できる設計とする。」	2020/11/10	
85	共通(基本設計方針)	基本設計方針に関する説明資料【第69条 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための設備】	p.4	【69条62】流路に関する基本設計方針について、要目表に記載されない流路のみを基本設計方針に記載するという方針に基づき以下のとおり適正化しました。 「燃料プール冷却浄化系の流路として、設計基準対象施設である使用済燃料プールを重大事故等対処設備として使用できる設計とする。」	2020/11/10	
86	共通(基本設計方針)	基本設計方針に関する説明資料【第69条 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための設備】	p.7	【69条5】小項目の接続のため、接続詞を「若しくは」を使用するよう適正化しました。	2020/11/10	

女川2号工認 記載適正化箇所(基本設計方針)

No.	図書種別, 図書番号	図書名称	該当頁	適正化内容	完了年月日	備考
87	共通(基本設計方針)	基本設計方針に関する説明資料【第69条 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための設備】	p.7	【69条6】工認上の名称を踏まえて、「燃料プール代替注水系配管」の名称(系統名称)を適正化しました。	2020/11/10	
88	共通(基本設計方針)	基本設計方針に関する説明資料【第69条 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための設備】	p.9	【69条14】流路に関する基本設計方針について、要目表に記載されない流路のみを基本設計方針に記載するという方針に基づき以下のとおり適正化しました。 「燃料プール代替注水系(常設配管)の流路として、 <u>設計基準対象施設である使用済燃料プールを重大事故等対処設備として使用できる設計とする。</u> 」	2020/11/10	
89	共通(基本設計方針)	基本設計方針に関する説明資料【第69条 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための設備】	p.12	【69条16】小項目の接続のため、接続詞を「若しくは」を使用するよう適正化しました。	2020/11/10	
90	共通(基本設計方針)	基本設計方針に関する説明資料【第69条 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための設備】	p.14	【69条25】流路に関する基本設計方針について、要目表に記載されない流路のみを基本設計方針に記載するという方針に基づき以下のとおり適正化しました。 「燃料プール代替注水系(可搬型)の流路として、 <u>設計基準対象施設である使用済燃料プールを重大事故等対処設備として使用できる設計とする。</u> 」	2020/11/10	
91	共通(基本設計方針)	基本設計方針に関する説明資料【第69条 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための設備】	p.17	【69条28】工認上の名称を踏まえて、「燃料プールのスプレイ系配管」の名称(系統名称)を適正化しました。	2020/11/10	
92	共通(基本設計方針)	基本設計方針に関する説明資料【第69条 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための設備】	p.18	【69条34】流路に関する基本設計方針について、要目表に記載されない流路のみを基本設計方針に記載するという方針に基づき以下のとおり適正化しました。 「燃料プールのスプレイ系(常設配管)の流路として、 <u>設計基準対象施設である使用済燃料プールを重大事故等対処設備として使用できる設計とする。</u> 」	2020/11/10	
93	共通(基本設計方針)	基本設計方針に関する説明資料【第69条 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための設備】	p.20	【69条43】流路に関する基本設計方針について、要目表に記載されない流路のみを基本設計方針に記載するという方針に基づき以下のとおり適正化しました。 「燃料プールのスプレイ系(可搬型)の流路として、 <u>設計基準対象施設である使用済燃料プールを重大事故等対処設備として使用できる設計とする。</u> 」	2020/11/10	

女川2号工認 記載適正化箇所(基本設計方針)

No.	図書種別, 図書番号	図書名称	該当頁	適正化内容	完了年月日	備考
94	共通(基本設計方針)	基本設計方針に関する説明資料【第69条 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための設備】	p.21	放水設備(大気への拡散抑制設備)の流路に関する基本設計方針について、要目表対象外で流路として使用する設備は無いことから、要目表に記載されない流路のみを基本設計方針に記載するという方針に基づき削除しました。	2020/11/10	
95	共通(基本設計方針)	基本設計方針に関する説明資料【第69条 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための設備】	p.22	【69条58】ARCW系の海水取水が2か所(取水口又は海水ポンプ室)から可能であることを明確化するため、下記のとおり修文しました。 「～大容量送水ポンプ(タイプI)により取水口又は海水ポンプ室から海水を取水し、～」	2020/11/10	
96	共通(基本設計方針)	基本設計方針に関する説明資料【第69条 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための設備】	p.24	【69条11】【69条22】【69条32】【69条41】【69条47】【69条61】補機駆動用燃料の補給先として記載する設備を適正化しました。また、軽油タンクからタンクローリへの軽油ルートについて、以下のとおり文章を追記しました。 「非常用ディーゼル発電設備軽油タンク、高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備軽油タンク又はガスタービン発電設備軽油タンクからタンクローリへの燃料の補給は、ホースを用いる設計とする。」	2020/11/10	
97	共通(基本設計方針)	基本設計方針に関する説明資料【第70条 工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための設備】	p.3	放水設備(大気への拡散抑制設備)の流路に関する基本設計方針について、要目表対象外で流路として使用する設備は無いことから、要目表に記載されない流路のみを基本設計方針に記載するという方針に基づき削除しました。	2020/11/10	
98	共通(基本設計方針)	基本設計方針に関する説明資料【第70条 工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための設備】	p.6, 10	【70条4, 9】放水にホース以外の配管等を経由しないことから、「等」を削除し適正化しました。	2020/11/10	
99	共通(基本設計方針)	基本設計方針に関する説明資料【第70条 工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための設備】	p.11	放水設備(泡消火設備)の流路に関する基本設計方針について、要目表対象外で流路として使用する設備は無いことから、要目表に記載されない流路のみを基本設計方針に記載するという方針に基づき削除しました。	2020/11/10	
100	共通(基本設計方針)	基本設計方針に関する説明資料【第70条 工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための設備】	p.12	【70条3】【70条11】補機駆動用燃料の補給先として記載する設備を適正化しました。また、軽油タンクからタンクローリへの軽油ルートについて、以下のとおり文章を追記しました。 「非常用ディーゼル発電設備軽油タンク、高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備軽油タンク又はガスタービン発電設備軽油タンクからタンクローリへの燃料の補給は、ホースを用いる設計とする。」	2020/11/10	
101	共通(基本設計方針)	基本設計方針に関する説明資料【第71条 重大事故等の収束に必要な水の供給設備】	p.6	【71条7】残留熱除去系(格納容器スプレイ冷却モード)と残留熱除去系(サブプレッションプール水冷却モード)の区分として、「重大事故等対処設備(設計基準拡張)」を明記するよう修文しました。	2020/11/10	

女川2号工認 記載適正化箇所(基本設計方針)

No.	図書種別, 図書番号	図書名称	該当頁	適正化内容	完了年月日	備考
102	共通(基本設計方針)	基本設計方針に関する説明資料【第71条 重大事故等の収束に必要な水の供給設備】	p.13	海を水源として使用する場合の流路に関する基本設計方針について、要目表対象外で流路として使用する設備は無いことから、要目表に記載されない流路のみを基本設計方針に記載するという方針に基づき削除しました。	2020/11/10	
103	共通(基本設計方針)	基本設計方針に関する説明資料【第71条 重大事故等の収束に必要な水の供給設備】	p.17	【71条10】設置許可に合わせ、可搬型設備で海を水源として使用する原子炉補機代替冷却水系について、以下の基本設計方針を追記しました。 「海は、想定される重大事故等時において、原子炉補機代替冷却水系の水源として利用できる設計とする。」	2020/11/10	
104	共通(基本設計方針)	基本設計方針に関する説明資料【第71条 重大事故等の収束に必要な水の供給設備】	p.23	【71条17】補機駆動用燃料の補給先として記載する設備を適正化しました。また、軽油タンクからタンクローリへの軽油ルートについて、以下のとおり文章を追記しました。 「非常用ディーゼル発電設備軽油タンク、高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備軽油タンク又はガスタービン発電設備軽油タンクからタンクローリへの燃料の補給は、ホースを用いる設計とする。」	2020/11/10	
105	共通(基本設計方針)	基本設計方針に関する説明資料【第71条 重大事故等の収束に必要な水の供給設備】	p.24	海水の取水に使用する取水設備は、DBで既設の非常用取水設備を使用するため、非常用取水設備の設置要求と、取水容量及び引き波時の海水確保については、33条において担保している設計事項であるため、先行プラントと同様にSAでは記載しないよう適正化しました。	2020/11/10	
106	共通(基本設計方針)	基本設計方針に関する説明資料【第72条 電源設備】	p.2	【72条19】非常用所内電気設備に関する文章であるため、代替所内電気設備である「460V原子炉建屋交流電源切替盤(非常用)」は削除しました。また、共通要因故障について、以下のとおり設置許可を踏まえた記載表現に修正しました。 「～失うことなく、少なくとも1系統は電力供給機能の維持～」	2020/11/10	
107	共通(基本設計方針)	基本設計方針に関する説明資料【第72条 電源設備】	p.3	【72条21】先行プラントの記載を踏まえ、以下のとおり記載を適正化しました。 「～代替所内電気設備は、少なくとも1系統は機能の維持及び人の接近性～」	2020/11/10	
108	共通(基本設計方針)	基本設計方針に関する説明資料【第72条 電源設備】	p.4	【72条53】先行プラントの文章構成を踏まえ、別文章として記載していた設備について本文章にまとめて記載するよう、文章構成を適正化しました。	2020/11/10	

女川2号工認 記載適正化箇所(基本設計方針)

No.	図書種別, 図書番号	図書名称	該当頁	適正化内容	完了年月日	備考
109	共通(基本設計方針)	基本設計方針に関する説明資料【第72条 電源設備】	p.9	【72条2】記載表現の適正化のため、下記のとおり修文しました。 「～対処するために外部電源喪失時に自動起動したガスタービン発電機を、～」 また、46/76条への指摘を踏まえ、緊急時対策所へ給電する回路を構成する設備の基本設計方針を下記のとおり追加しました。 「また、緊急時対策所への電力確保のため、外部電源喪失時に自動起動したガスタービン発電機を、メタルクラッドスイッチギア(緊急用)を介してメタルクラッドスイッチギア(緊急時対策所用)へ接続することで電力を供給できる設計とする。」	2020/11/10	
110	共通(基本設計方針)	基本設計方針に関する説明資料【第72条 電源設備】	p.10	【72条32】位置的分散を図る設備について、発電機の他にガスタービン発電機に付随する燃料設備についても明確化するよう、適正化しました。	2020/11/10	
111	共通(基本設計方針)	基本設計方針に関する説明資料【第72条 電源設備】	p.14	【72条10】設計進捗を踏まえ、基本設計方針に記載する設備を適正化しました。	2020/11/10	
112	共通(基本設計方針)	基本設計方針に関する説明資料【第72条 電源設備】	p.19	【72条14】可搬型代替直流電源設備を構成する設備として、「125V代替充電器、250V充電器」が不足していたため追記しました。	2020/11/10	
113	共通(基本設計方針)	基本設計方針に関する説明資料【第72条 電源設備】	p.23, 24	【72条4, 8, 18】他の基本設計方針との書きぶりを合わせ、「～軽油の補給～」から「～燃料の補給～」に記載を適正化しました。	2020/11/10	
114	共通(基本設計方針)	基本設計方針に関する説明資料【第72条 電源設備】	p.23	【72条32】【72条56】位置的分散を図る設備について、対象とする設備と、共通要因によって機能喪失しない相手設備を適正化しました。	2020/11/10	
115	共通(基本設計方針)	基本設計方針に関する説明資料【第73条 計装設備】	p.3, 11	【73条7】【73条9】先行プラントの記載を踏まえ、文頭に接続詞を追記しました。また、先行プラントの記載を踏まえ、「(計測可能範囲)」と記載を適正化しました。	2020/11/13	
116	共通(基本設計方針)	基本設計方針に関する説明資料【第73条 計装設備】	p.3	【73条12】SA計測設備で使用済燃料プールに係るパラメータの計測も行うことから、核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設において、記録等の設計方針について追記しました。	2020/11/13	
117	共通(基本設計方針)	基本設計方針に関する説明資料【第73条 計装設備】	p.3, 8, 12	【73条13】SPDSの構成についての文章が既に上で記載されており、重複があることから、以下のとおり記載を適正化しました。 「～パラメータは、安全パラメータ表示システム(SPDS)のうちSPDS伝送装置にて電磁的に～」	2020/11/13	
118	共通(基本設計方針)	基本設計方針に関する説明資料【第73条 計装設備】	p.4, 9, 12	【73条10】計装設備に対する給電の文章で、給電先は自明であることから「計装設備への」を削除し適正化しました。	2020/11/13	

女川2号工認 記載適正化箇所(基本設計方針)

No.	図書種別, 図書番号	図書名称	該当頁	適正化内容	完了年月日	備考
119	共通(基本設計方針)	基本設計方針に関する説明資料【第73条 計装設備】	p.4	【73条11】核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設においても可搬型計測器を使用することから、当該設備の設計方針について追記しました。	2020/11/13	
120	共通(基本設計方針)	基本設計方針に関する説明資料【第73条 計装設備】	p.7	先行プラントと同様に、2.1.2章タイトルを以下のとおり適正化しました。 「2.1.2 原子炉格納容器内の水素濃度及び酸素濃度の計測」	2020/11/13	
121	共通(基本設計方針)	基本設計方針に関する説明資料【第73条 計装設備】	p.7	【73条5】格納容器内雰囲気ガスサンプリング装置の仕様の記載方法について、他の基本設計方針の書きぶりと合わせるよう適正化しました。 「～、格納容器内雰囲気ガスサンプリング装置(吸引ポンプ(個数2、容量0.05L/min/個以上、吐出圧力0.2MPa)、排気ポンプ個数2、容量0.05L/min/個以上、吐出圧力0.854MPa以上)、サンプル冷却器(個数2、伝熱面積0.245m <sup>2</sup> /個以上)により～」	2020/11/13	
122	共通(基本設計方針)	基本設計方針に関する説明資料【第73条 計装設備】	p.8	【73条7】【73条9】先行プラントの記載を踏まえ、文頭に接続詞を追記しました。	2020/11/13	
123	共通(基本設計方針)	基本設計方針に関する説明資料【第73条 計装設備】	p.9	【73条11】先行プラントの記載を踏まえ、可搬型計測器による記録パラメータと、可搬型計測器使用時の考慮事項について追記し、以下のとおり修文しました。また、設備の兼用について追記しました。 「～乾電池を電源とした可搬型計測器(原子炉圧力容器及び原子炉格納容器内の温度、圧力、水位、流量(注水量)の計測用として測定時の故障を想定した予備1個を含む1セット26個(予備26個(緊急時対策建屋に保管)))(核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設のうち「3. 計測装置等」の設備と兼用)により計測できる設計とし、これらを保管する設計とする。 なお、可搬型計測器による計測においては、計測対象の設定を行う際の考え方として、同一パラメータにチャンネルが複数ある場合は、いずれか1つの適切なチャンネルを選定し計測又は監視するものとする。 同一の物理量について、複数のパラメータがある場合は、いずれか1つの適切なパラメータを選定し計測又は監視するものとする。」	2020/11/13	
124	共通(基本設計方針)	基本設計方針に関する説明資料【第74条 運転員が原子炉制御室にとどまるための設備】	p.2, 5	【74条19】乾電池内蔵型照明について記載位置を修正し、【74条13】と統合するように記載を適正化しました。	2020/11/13	
125	共通(基本設計方針)	基本設計方針に関する説明資料【第74条 運転員が原子炉制御室にとどまるための設備】	p.6	【74条6】すべて並列で列挙するよう、接続詞を適正化しました。	2020/11/13	

女川2号工認 記載適正化箇所(基本設計方針)

No.	図書種別, 図書番号	図書名称	該当頁	適正化内容	完了年月日	備考
126	共通(基本設計方針)	基本設計方針に関する説明資料【第74条 運転員が原子炉制御室にとどまるための設備】	p.8	【74条13】【74条19】基本設計方針に記載する設備として、「可搬型照明(SA)」が不足していたため、追記しました。	2020/11/13	
127	共通(基本設計方針)	基本設計方針に関する説明資料【第74条 運転員が原子炉制御室にとどまるための設備】	p.9	【74条25】基本設計方針に記載する給電として、「可搬型照明(SA)への給電」が不足していたため、追記しました。また、先行の記載も踏まえて、「全交流動力電源喪失時においても」を追記しました。	2020/11/13	
128	共通(基本設計方針)	基本設計方針に関する説明資料【第74条 運転員が原子炉制御室にとどまるための設備】	p.13	【74条27】流路に関する基本設計方針について、要目表に記載されない流路のみを基本設計方針に記載するという方針に基づき以下のとおり適正化しました。 「非常用ガス処理系の流路として、設計基準対象施設である非常用ガス処理系空気乾燥装置、非常用ガス処理系フィルタ装置、排気筒、原子炉建屋原子炉棟、原子炉建屋大物搬入口及び原子炉建屋エアロックを重大事故等対処設備として使用できる設計とする。」	2020/11/13	
129	共通(基本設計方針)	基本設計方針に関する説明資料【第75条 監視測定設備】	p.5	【75条11】下記のとおり読点を追記し、適正化しました。 「～発電所において、風向、風速～」	2020/11/13	
130	共通(基本設計方針)	基本設計方針に関する説明資料【第77条 通信連絡を行うために必要な設備】	p.7	【77条8】通信連絡設備(発電所内)において使用する「衛星電話設備(固定型)」と同じであることから、通信連絡設備(発電所外)においても、中央制御室待避所において使用可能な旨を追記しました。	2020/11/13	
131	共通(基本設計方針)	基本設計方針に関する説明資料【第48/78条 準用】	—	本工事計画において、第1号機の補助ボイラー設備(主ボイラー)について、第2号機との共用を解除するため、その変更を踏まえた基本設計方針に修正しました。	2020/11/13	
132	共通(基本設計方針)	基本設計方針に関する説明資料【第48/78条 準用】	p.3	【48条16】【78条15】ガスタービンの附属設備で過圧が生じるおそれのある箇所はないことから、記載を適正化しました。	2020/11/13	
133	共通(基本設計方針)	基本設計方針に関する説明資料【第48/78条 準用】	p.5	【48条23】【78条23】特別高圧の電路と低圧の電路を結合する変圧器はないことから、記載を適正化しました。	2020/11/13	

女川2号工認 記載適正化箇所(基本設計方針)

No.	図書種別, 図書番号	図書名称	該当頁	適正化内容	完了年月日	備考
134	共通(基本設計方針)	基本設計方針に関する説明資料【第48/78条 準用】	p.6	【48条39】開閉器又は断路器に使用する圧縮空気装置が設置されていることから、以下の基本設計方針を追記しました。 「電気設備のうち開閉器又は断路器に使用する圧縮空気装置は、最高使用圧力に耐え、かつ、漏えいがなく、異常な圧力を検知するとともに、圧力が上昇した場合に最高使用圧力に到達する前に圧力を低下させ、空気タンクの圧力が低下した場合に圧力を自動的に回復できる機能を有し、空気タンクは耐食性を有する設計とする。」	2020/11/13	
135	共通(基本設計方針)	基本設計方針に関する説明資料【第15条 設計基準対象施設の機能】	p.2	【15条11】基本設計方針に明確に記載される弁であることから、他の弁の記載方法と合わせて弁番号まで記載するよう適正化しました。 「～燃料プール冷却浄化系燃料プール注入逆止弁(G41-F019)(設計基準対象施設としてのみ第1, 2号機共用)～」	2020/11/17	
136	共通(基本設計方針)	基本設計方針に関する説明資料【第15条 設計基準対象施設の機能】	p.3	【15条4】「等」があり非限定列举であることから、カンマで接続するよう、記載表現を適正化しました。	2020/11/17	
137	共通(基本設計方針)	基本設計方針に関する説明資料【第15条 設計基準対象施設の機能】	p.6	【15条3】先行プラントの記載を踏まえ、主語を適正化するよう以下のとおり修正しました。 「設計基準対象施設及び重大事故等対処設備は、使用前～」	2020/11/17	
138	共通(基本設計方針)	基本設計方針に関する説明資料【第15条 設計基準対象施設の機能】	p.10	【15条13】通信連絡設備のうち、共用する設備について明記するよう、基本設計方針を適正化しました。 「通信連絡設備のうち電力保安通信用電話設備(固定電話機及びPHS 端末)(焼却炉建屋、固体廃棄物貯蔵所、サイトバンカ建屋及び予備変圧器配電盤室)(第1号機設備、第1, 2, 3号機共用)は、～」	2020/11/17	
139	共通(基本設計方針)	基本設計方針に関する説明資料【第15条 設計基準対象施設の機能】	p.12	【15条15】基本設計方針の文章の流れを踏まえ、プラスチック固化式固化装置の休止についての基本設計方針の記載位置を適正化しました。	2020/11/17	
140	共通(基本設計方針)	基本設計方針に関する説明資料【第15条 設計基準対象施設の機能】	p.12	【15条16】プラスチック固化式固化装置を共用する旨の記載が不足していたことから、下記のとおり記載を適正化しました。 「プラスチック固化式固化装置は、第1号機及び第2号機で共用し、固体廃棄物貯蔵所～」	2020/11/17	
141	共通(基本設計方針)	基本設計方針に関する説明資料【第15条 設計基準対象施設の機能】	p.18	【15条24】小項目、大項目の接続を明確化するよう、接続詞を適正化しました。	2020/11/17	



女川2号工認 記載適正化箇所(基本設計方針)

No.	図書種別, 図書番号	図書名称	該当頁	適正化内容	完了年月日	備考
142	共通(基本設計方針)	基本設計方針に関する説明資料【第54条 重大事故等対処設備】	p.3	【54条6】先行プラントの記載を踏まえ、表現を以下のとおり適正化しました。 「～可能な限り多様性を確保し、～」	2020/11/17	
143	共通(基本設計方針)	基本設計方針に関する説明資料【第54条 重大事故等対処設備】	p.24	【54条90】基本設計方針中での「設置変更許可申請書」の記載表現を適正化(「(変更)」の括弧を削除)しました。	2020/11/17	
144	共通(基本設計方針)	基本設計方針に関する説明資料【第54条 重大事故等対処設備】	p.25	【54条95】ポンプ、電源等、使用する設備の種類に応じた接続口の統一を行っていることから、先行プラントの記載を踏まえて記載表現を以下のとおり適正化しました。 「～接続方式等、使用する設備に応じて接続方式を統一することにより～」	2020/11/17	
145	共通(基本設計方針)	基本設計方針に関する説明資料【第54条 重大事故等対処設備】	p.26	【54条99】文章のつながりを考慮し、先行プラントの記載を踏まえて以下のとおり記載表現を適正化しました。 「～可搬型重大事故等対処設備を移動・運搬し、又は～」	2020/11/17	
146	共通(基本設計方針)	基本設計方針に関する説明資料【第54条 重大事故等対処設備】	p.29	【54条115】先行プラントの記載を踏まえ、主語を適正化するよう以下のとおり修文しました。 「設計基準対象施設及び重大事故等対処設備は、使用前～」	2020/11/17	
147	共通(基本設計方針)	基本設計方針に関する説明資料【第54条 重大事故等対処設備】	p.31	【54条87】添付書類における記載表現等との整合性を勘案し、以下のとおり記載を適正化しました。 「～サブプレッションチェンバのプール水を水源として原子炉圧力容器へ注水するために運転するポンプは、～」	2020/11/17	
148	共通(基本設計方針)	基本設計方針に関する説明資料【第54条 重大事故等対処設備】	p.31	【54条88】海を水源として使用することもあるため、海水源を追記しました。添付書類における記載表現等との整合性を勘案し、以下のとおり記載を適正化しました。 「～淡水貯水槽(No.1)、淡水貯水槽(No.2)又は海を水源として原子炉圧力容器へ注水するために運転するポンプは、復水貯蔵タンク、ほう酸水注入系貯蔵タンク、淡水貯水槽(No.1)、淡水貯水槽(No.2)又は海の圧力及び温度により、～」	2020/11/17	
149	共通(基本設計方針)	基本設計方針に関する説明資料【第54条 重大事故等対処設備】	p.32, 33	【54条89】添付書類における記載表現等との整合性を勘案し、以下のとおり記載を適正化しました。 「～復水貯蔵タンクを水源として原子炉格納容器冷却のために運転するポンプは、～」	2020/11/17	

女川2号工認 記載適正化箇所(基本設計方針)

No.	図書種別, 図書番号	図書名称	該当頁	適正化内容	完了年月日	備考
150	共通(基本設計方針)	基本設計方針に関する説明資料【第54条 重大事故等対処設備】	p.32, 33, 34	【54条87】添付書類における記載表現等との整合性を踏まえ、以下のとおり記載を適正化しました。 「～サプレッションチェンバのプール水を水源として原子炉格納容器除熱のために運転するポンプは、～」	2020/11/17	
151	共通(基本設計方針)	基本設計方針に関する説明資料【第54条 重大事故等対処設備】	p.32, 33	【54条88】海を水源として使用することもあるため、海を追記しました。添付書類における記載表現等との整合性を踏まえ、以下のとおり記載を適正化しました。 「～淡水貯水槽(No.1)、淡水貯水槽(No.2)又は海を水源として原子炉格納容器冷却のために運転するポンプは、淡水貯水槽(No.1)、淡水貯水槽(No.2)又は海の圧力及び温度により、～」	2020/11/17	
152	共通(基本設計方針)	基本設計方針に関する説明資料【第54条 重大事故等対処設備】	p.35	【54条87】残留熱除去系(サプレッションプール水冷却モード)に使用するポンプの有効吸込水頭に関する基本設計方針を追記しました。	2020/11/17	
153	共通(基本設計方針)	基本設計方針に関する説明資料【第13条 安全避難通路等】	p.2	【13条3】非常用照明の給電について、女川の非常用高圧母線を経由した給電の先行プラントとの差異理由を「設計の差異」に修正しました。	2020/11/24	
154	共通(基本設計方針)	基本設計方針に関する説明資料【第13条 安全避難通路等】	p.3	【13条5～8】可搬型照明の具体的な配備場所、使用目的を明確化するよう、下記のとおり文章を追記・修正しました。 「設計基準事故が発生した場合に用いる可搬型の作業用照明として、内蔵電池を備える可搬型照明(懐中電灯、ランタンタイプLEDライト及びヘッドライト(ヘルメット装着用))を配備する設計とする。 可搬型照明(ヘッドライト(ヘルメット装着用))は全交流動力電源喪失時における緊急時対策所内の可搬型照明保管場所への移動時の照度を確保するために、発電所対策本部要員及び重大事故等対応要員が持参し、作業開始前に準備可能なように事務建屋に配備する設計とする。 可搬型照明(ランタンタイプLEDライト及びヘッドライト(ヘルメット装着用))は全交流動力電源喪失時における緊急時対策所内の照度を確保するために、事故対応時に発電所対策本部要員及び重大事故等対応要員が滞在する緊急時対策所に配備する設計とする。 上記以外の設計基準事故に対応するための操作が必要な場所には、作業用照明を設置することにより作業が可能であるが、万一、作業用照明設置箇所以外での対応が必要になった場合には、初動操作に対応する運転員が常時滞在している中央制御室に配備する可搬型照明(懐中電灯、ランタンタイプLEDライト及びヘッドライト(ヘルメット装着用))を使用する設計とする。」	2020/11/24	
155	共通(基本設計方針)	基本設計方針に関する説明資料【第26条 燃料取扱設備及び燃料貯蔵設備】	p.2	【26条1】接続詞を適正化し、下記のとおり修文しました。 「～原子炉建屋クレーン(第1, 2号機共用(以下同じ。))及び燃料チャンネル着脱機(第1, 2号機共用(以下同じ。))で構成し、～」	2020/11/24	

女川2号工認 記載適正化箇所(基本設計方針)

No.	図書種別, 図書番号	図書名称	該当頁	適正化内容	完了年月日	備考
156	共通(基本設計方針)	基本設計方針に関する説明資料【第26条 燃料取扱設備及び燃料貯蔵設備】	p.3, 6	【26条5】【26条8】「収容」, 「収納」と記載表現にばらつきがあったため, 「収納」で統一するよう適正化しました。	2020/11/24	
157	共通(基本設計方針)	基本設計方針に関する説明資料【第26条 燃料取扱設備及び燃料貯蔵設備】	p.6	【26条17】キャスクに封入するものは使用済燃料のみであるため, 記載を適正化しました。 また, 読点を追加し, 下記のとおり記載を適正化しました。 「～取り扱い中における衝撃, 熱, その他の容器に加わる負荷～」	2020/11/24	
158	共通(基本設計方針)	基本設計方針に関する説明資料【第26条 燃料取扱設備及び燃料貯蔵設備】	p.6	【26条18】先行プラントとの記載表現の相違点について, 女川では外運搬規則を踏襲したこと明記した差異理由に適正化しました。 「表現の差異(女川では事業所外運搬規則の記載を引用している。)」	2020/11/24	
159	共通(基本設計方針)	基本設計方針に関する説明資料【第26条 燃料取扱設備及び燃料貯蔵設備】	p.9	【26条36】先行プラントとの相違点について, 下記のとおり記載表現を適正化しました。 「設計の差異(女川では漏えい検知溝上への燃料体等の落下に対し, プールライニングを貫通しないことを評価・確認している。「燃料体等又は重量物の落下による使用済燃料貯蔵槽内の燃料体等の破損の防止及び使用済燃料貯蔵槽の機能喪失の防止に関する説明書」の補足説明資料)」	2020/11/24	
160	共通(基本設計方針)	基本設計方針に関する説明資料【第26条 燃料取扱設備及び燃料貯蔵設備】	p.11	【26条45】健全性評価の実施を確認し, 燃料交換機の横行レールを追記しました。 「燃料交換機の走行レール及び横行レールの健全性評価においては, ～」	2020/11/24	
161	共通(基本設計方針)	基本設計方針に関する説明資料【第26条 燃料取扱設備及び燃料貯蔵設備】	p.11	【26条46】原子炉建屋クレーン補巻に関する先行プラントの設計・運用上の相違点を備考欄に追記しました。 「設計の差異(原子炉建屋クレーンの補巻はフックの外れ止め防止装置を設けることで, 落下防止を図る設計のため, 重量制限は設けていない。)」	2020/11/24	
162	共通(基本設計方針)	基本設計方針に関する説明資料【第26条 燃料取扱設備及び燃料貯蔵設備】	p.11	【26条50】離隔を確保できないその他の重量物について, 基準地震動 $S_s$ を考慮しても, 地震時の各部発生応力が許容応力以下となる設計とする旨を追記しました。 「使用済燃料プールからの離隔を確保できないその他の重量物については, 基準地震動 $S_s$ を考慮しても, 地震時の各部発生応力が許容応力以下となる設計とすることで, 使用済燃料プールへの落下物とならない設計とする。」	2020/11/24	
163	共通(基本設計方針)	基本設計方針に関する説明資料【第32条 非常用炉心冷却設備】	p.3	【32条3】添付書類における記載表現等との整合性を勘案し, 以下のとおり記載を適正化しました。 「～サブプレッションチェンバのプール水を水源として原子炉圧力容器へ注水するために運転するポンプは, ～」	2020/11/24	

女川2号工認 記載適正化箇所(基本設計方針)

No.	図書種別, 図書番号	図書名称	該当頁	適正化内容	完了年月日	備考
164	共通(基本設計方針)	基本設計方針に関する説明資料【第32条 非常用炉心冷却設備】	p.4	【32条4】DB32条とSA54条でそれぞれ使用するポンプを分けて記載するよう、文章構成を適正化しました。また添付書類における記載表現等との整合性を勘案し、以下のとおり記載を適正化しました。(DBとして使用するCSTのみを記載) 「非常用炉心冷却設備のうち、 <u>復水貯蔵タンク</u> を水源として原子炉圧力容器へ注水するために運転するポンプは、 <u>復水貯蔵タンク</u> の圧力及び温度により最も小さい有効吸込水頭においても、正常に機能する能力を有する設計とする。」	2020/11/24	
165	共通(基本設計方針)	基本設計方針に関する説明資料【第33条 循環設備等】	p.7, 8	【33条20】記載表現を適正化し、主語を明確にし「 <u>原子炉補機冷却水系(原子炉補機冷却海水系を含む。)</u> は、～」と「 <u>高圧炉心スプレイ補機冷却水系(高圧炉心スプレイ補機冷却海水系を含む。)</u> は、～」に修正しました。	2020/11/24	
166	共通(基本設計方針)	基本設計方針に関する説明資料【第33条 循環設備等】	p.11	【33条21】先行プラント同様に下記を追記しました。 「 <u>なお、取水設備は、海と接続しており容量に制限がなく必要な取水容量を十分に有している。</u> 」	2020/11/24	
167	共通(基本設計方針)	基本設計方針に関する説明資料【第36条 反応度制御系統及び原子炉停止系統】	p.3	【36条9】下線部を追記し、表現を適正化しました。 「～「 <u>原子炉起動時における制御棒の異常な引き抜き</u> 」の評価で想定した制御棒引抜速度以下に制限するとともに、～」	2020/11/24	
168	共通(基本設計方針)	基本設計方針に関する説明資料【第39条 廃棄物処理設備等】	p.3	【39条5】共用の記載方法について、グランドルールに基づき、第2号機(本工事計画申請号機)登録設備の登録号機は記載しないよう、適正化を図りました。 減容装置(「第1号機設備、第1, 2, 3号機共用」、「 <u>第1, 2, 3号機共用</u> 」及び「第3号機設備、第1, 2, 3号機共用」(以下同じ。))	2020/11/24	
169	共通(基本設計方針)	基本設計方針に関する説明資料【第43条 換気設備】	p.4	【43条11, 12, 13, 14】設置許可の記載に合わせ、「 <u>排風機(排気ファン)により</u> 」を追記し以下のとおり修正しました。 「 <u>廃棄物処理区域内に供給された空気は、フィルタを通した後、排風機により排気筒から大気に放出する設計とする。</u> 」 「 <u>制御建屋内に供給された空気は、フィルタを通した後、排風機により排気筒から大気に放出する設計とする。</u> 」 「 <u>焼却炉建屋内に供給された空気は、フィルタを通した後、排気ファンにより焼却炉建屋排気口から大気に放出する設計とする。</u> 」 「 <u>サイトバンカ建屋内に供給された空気は、フィルタを通した後、排風機によりサイトバンカ建屋排気口から大気に放出する設計とする。</u> 」	2020/11/24	
170	共通(基本設計方針)	基本設計方針に関する説明資料【第43条 換気設備】	p.6	【43条8】先行プラントと同様に、と放射性物質除去について明記するよう、下記のとおり適正化しました。 「 <u>放射性物質を非常用ガス処理系フィルタ装置を通して除去・低減した後、～</u> 」	2020/11/24	

女川2号工認 記載適正化箇所(基本設計方針)

No.	図書種別, 図書番号	図書名称	該当頁	適正化内容	完了年月日	備考
171	共通(基本設計方針)	基本設計方針に関する説明資料【第47条 警報装置等】	p.10	モニタリングポスト警報の発出場所について、先行プラントとの相違点を備考欄に追記しました。 「設計の相違(女川の緊急時対策所は、モニタリングポストの測定値を監視できるが、警報は発しない設計としている。(47条の要求事項はない。))」	2020/11/24	
172	共通(基本設計方針)	基本設計方針に関する説明資料【第16条 全交流動力電源喪失対策設備／第45条 保安電源設備】	p.2	【45条8】先行プラントや技術基準解釈の記載表現に合わせて、下記のとおり修正しました。 「遮断器の遮断時間の適切な設定等により、高エネルギーのアーキ放電～」	2020/12/10	
173	共通(基本設計方針)	基本設計方針に関する説明資料【第16条 全交流動力電源喪失対策設備／第45条 保安電源設備】	p.7	【45条7】設置許可の記載を踏まえ、CVCFの給電可能時間を追記しました。 「なお、無停電交流電源用静止形無停電電源装置は約1時間、電源供給が可能な設計とする。」	2020/12/10	
174	共通(基本設計方針)	基本設計方針に関する説明資料【第16条 全交流動力電源喪失対策設備／第45条 保安電源設備】	p.13	【45条16】設置許可の記載を踏まえ、外部送電線の物理的分離について文章を適正化しました。 「送電線の接近・交差・併架箇所については、仮に1つの鉄塔が倒壊しても、全ての送電線が同時に機能喪失しない離隔距離が確保された送電線、又は電線の張力方向によって、全ての送電線が同時に機能喪失しないように配置された鉄塔の送電線から受電できる設計とする。」	2020/12/10	
175	共通(基本設計方針)	基本設計方針に関する説明資料【第27条 原子炉冷却材圧力バウンダリ】	p.4	【27条9】制御棒落下事象時のスクラム信号として、先行プラントの記載とプラント実設計を踏まえ、「原子炉周期(ペリオド)短」を追記しました。	2020/12/10	
176	共通(基本設計方針)	基本設計方針に関する説明資料【第44条 原子炉格納施設】	p.12	【44条28】添付書類における記載表現等との整合性を勘案し、以下のとおり記載を適正化しました。 「～サブプレッションチェンバのプール水を水源として原子炉格納容器除熱のために運転するポンプは、～」	2020/12/10	
177	共通(基本設計方針)	基本設計方針に関する説明資料【第44条 原子炉格納施設】	p.12	【44条22】技術基準要求や非常用ガス処理系の他の基本設計方針の表現を踏まえ、下記のとおり修正しました。 「～環境に放出される放射性物質の濃度を減少させる設計とする。」	2020/12/10	
178	共通(基本設計方針)	基本設計方針に関する説明資料【第46/76条 緊急時対策所】	p.10	【76条10】緊対所代替交流電源設備の給電先として、その他に空調設備への給電もあることから、下線部のとおり「等」を追記しました。 「～安全パラメータ表示システム(SPDS)等へ給電できる設計とする」に修正した。	2020/12/10	

女川2号工認 記載適正化箇所(基本設計方針)

No.	図書種別, 図書番号	図書名称	該当頁	適正化内容	完了年月日	備考
179	共通(基本設計方針)	基本設計方針に関する説明資料【第46/76条 緊急時対策所】	p.11	【76条9】緊急時対策所用電源車への燃料補給について、燃料を補給する場合に使用する燃料補給の設計方針を追記し、以下のとおり修文しました。 「 <u>重大事故等時に電源車(緊急時対策所用)の燃料を貯蔵及び補給する設備として、緊急時対策所軽油タンク及びホースを使用できる設計とする。</u> 電源車(緊急時対策所用)は、緊急時対策所軽油タンクから燃料を補給できる設計とする。」	2020/12/10	
180	共通(基本設計方針)	基本設計方針に関する説明資料【第46/76条 緊急時対策所】	p.11	先行プラントのみに記載のある共用に関する設計方針について、女川には該当する設備がない旨を差異理由として記載しました。	2020/12/10	
181	共通(基本設計方針)	基本設計方針に関する説明資料【第46/76条 緊急時対策所】	p.14	【76条11】緊急時対策所への給電設備の多様性についてを明確化するため、下記のとおり修文しました。 「緊急時対策所の代替電源設備は、常設設備としてガスタービン駆動であるガスタービン発電機及び可搬型設備としてディーゼル駆動である電源車(緊急時対策所用)を設置することにより、電源の多様性を有する設計とする。」	2020/12/10	
182	共通(基本設計方針)	基本設計方針に関する説明資料【第46/76条 緊急時対策所】	p.16	先行プラントとの差異は記載箇所の相違であることから、備考欄の差異理由を下記のとおり適正化しました。 「 <u>記載場所の整理の差異(女川では、「2.1 中央制御室及び緊急時対策所の居住性を確保するための防護措置」に記載する。)</u> 」	2020/12/10	
183	共通(基本設計方針)	基本設計方針に関する説明資料【第72条 電源設備】	p.9	【72条2】常設代替交流電源設備から緊急時対策所への給電を明確化するため、下記文章を追記しました。 「 <u>また、緊急時対策所への電力確保のため、外部電源喪失時に自動起動したガスタービン発電機を、メタルクラッドスイッチギア(緊急用)を介してメタルクラッドスイッチギア(緊急時対策所用)へ接続することで電力を供給できる設計とする。</u> 」	2020/12/10	
184	共通(基本設計方針)	基本設計方針に関する説明資料【第48条/第78条 準用】	p.11	【48条7】「発電用火力設備の技術基準の解釈」第9条2項の要求を踏まえ、「自動かつ確実に」を追加し、下記のとおり修文しました。 「 <u>～流路を速やかに自動でかつ確実に遮断できる設計とする。</u> 」	2020/12/10	
185	共通(基本設計方針)	基本設計方針に関する説明資料【第59条 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備】	p.2	【59条5】接続詞を適正化し、以下のとおり修文しました。 「 <u>原子炉保護系、制御棒、制御棒駆動機構又は水圧制御ユニットの機能が喪失～</u> 」	2020/12/24	

女川2号工認 記載適正化箇所(基本設計方針)

No.	図書種別, 図書番号	図書名称	該当頁	適正化内容	完了年月日	備考
186	共通(基本設計方針)	基本設計方針に関する説明資料【第59条 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備】	p.2	【59条6】流路に関する基本設計方針について、先行プラントの記載を踏まえ表現を見直し、また記載対象を要目表に記載されない流路として使用される設備とするよう、下記のとおり修正しました。 「ほう酸水注入系の流路として、設計基準対象施設である原子炉圧力容器、炉心支持構造物及び原子炉圧力容器内部構造物を重大事故等対処設備として使用することから、流路に係る機能について重大事故等対処設備としての設計を行う。」	2020/12/24	
187	共通(基本設計方針)	基本設計方針に関する説明資料【第59条 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備】	p.3	【59条9】流路に関する基本設計方針について、先行プラントの記載を踏まえ表現を見直し、また記載対象を要目表に記載されない流路として使用される設備とするよう、下記のとおり修正しました。 「ATWS緩和設備(代替制御棒挿入機能)の流路として、設計基準対象施設である制御棒駆動水圧系の配管を重大事故等対処設備として使用することから、流路に係る機能について重大事故等対処設備としての設計を行う。」	2020/12/24	
188	共通(基本設計方針)	基本設計方針に関する説明資料【第59条 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備】	p.5	【59条2】注水系の記載表現を設置許可の記載を踏まえ下記のとおり修正しました。(61条におけるコメントの水平展開) 「原子炉緊急停止失敗時に自動減圧系が作動すると、高圧炉心スプレイ系からの注水に加え、残留熱除去系～」	2020/12/24	
189	共通(基本設計方針)	基本設計方針に関する説明資料【第60条 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備】	p.3	【60条4】流路に関する基本設計方針について、先行プラントの記載を踏まえ表現を見直し、また記載対象を要目表に記載されない流路として使用される設備とするよう、下記のとおり修正しました。 「高圧炉心スプレイ系の流路として、設計基準対象施設である原子炉圧力容器、炉心支持構造物及び原子炉圧力容器内部構造物を重大事故等対処設備として使用することから、流路に係る機能について重大事故等対処設備としての設計を行う。」	2020/12/24	
190	共通(基本設計方針)	基本設計方針に関する説明資料【第60条 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備】	p.5, 7	【60条7, 9】先行プラントの記載を踏まえ、人力による弁操作の方法について明記するよう、下記のとおり修正しました。 「～人力による措置は現場にハンドルを設置することで容易に～」	2020/12/24	

女川2号工認 記載適正化箇所(基本設計方針)

No.	図書種別, 図書番号	図書名称	該当頁	適正化内容	完了年月日	備考
191	共通(基本設計方針)	基本設計方針に関する説明資料【第60条 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備】	p.5	【60条8】流路に関する基本設計方針について、先行プラントの記載を踏まえ表現を見直し、また記載対象を要目表に記載されない流路として使用される設備とするよう、下記のとおり修正しました。 「高圧代替注水系の流路として、設計基準対象施設である原子炉圧力容器、炉心支持構造物及び原子炉圧力容器内部構造物を重大事故等対処設備として使用することから、流路に係る機能について重大事故等対処設備としての設計を行う。」	2020/12/24	
192	共通(基本設計方針)	基本設計方針に関する説明資料【第60条 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備】	p.7	【60条8】流路に関する基本設計方針について、先行プラントの記載を踏まえ表現を見直し、また記載対象を要目表に記載されない流路として使用される設備とするよう、下記のとおり修正しました。 「原子炉隔離時冷却系の流路として、設計基準対象施設である原子炉圧力容器、炉心支持構造物及び原子炉圧力容器内部構造物を重大事故等対処設備として使用することから、流路に係る機能について重大事故等対処設備としての設計を行う。」	2020/12/24	
193	共通(基本設計方針)	基本設計方針に関する説明資料【第60条 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備】	p.7	【60条8】流路に関する基本設計方針について、先行プラントの記載を踏まえ表現を見直し、また記載対象を要目表に記載されない流路として使用される設備とするよう、下記のとおり修正しました。 「ほう酸水注入系の流路として、設計基準対象施設である原子炉圧力容器、炉心支持構造物及び原子炉圧力容器内部構造物を重大事故等対処設備として使用することから、流路に係る機能について重大事故等対処設備としての設計を行う。」	2020/12/24	
194	共通(基本設計方針)	基本設計方針に関する説明資料【第61条 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備】	p.2	【61条6】主蒸気逃がし安全弁の流路に関する基本設計方針について、先行プラントの記載を踏まえ表現を見直し、また記載対象を要目表に記載されない流路として使用される設備となるよう、文章を削除しました。	2020/12/24	
195	共通(基本設計方針)	基本設計方針に関する説明資料【第61条 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備】	p.5	【61条10】高圧窒素ガス供給系等からの窒素供給が要求される状況を明確化するため、下記のとおり修正しました。 「～機能回復のための重大事故等対処設備として、主蒸気逃がし安全弁の作動に必要な窒素ガスが喪失した場合においても、高圧窒素ガス供給系～」	2020/12/24	
196	共通(基本設計方針)	基本設計方針に関する説明資料【第61条 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備】	p.9	【61条21】原子炉建屋ブローアウトパネルの登録について先行プラントも踏まえて再検討し、主登録を原子炉格納施設(二次格納施設気密バウンダリ)、兼用として原子炉冷却系統施設(高圧炉心スプレイ系)及び浸水防護施設と修正しました。合わせて、兼用の記載を以下のとおり修正しました。 「～原子炉建屋ブローアウトパネル(設置枚数1、開放差圧4.4kPa)(原子炉格納施設の設備を原子炉冷却系統施設のうち「5.2 高圧炉心スプレイ系」の設備として兼用)は、高圧の～」	2020/12/24	



女川2号工認 記載適正化箇所(基本設計方針)

No.	図書種別, 図書番号	図書名称	該当頁	適正化内容	完了年月日	備考
197	共通(基本設計方針)	基本設計方針に関する説明資料【第61条 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備】	p.12	【61条3】注水系の記載表現を設置許可の記載を踏まえ下記のとおり修文しました。 「原子炉緊急停止失敗時に自動減圧系が作動すると、高圧炉心スプレイ系からの注水に加え、残留熱除去系～」	2020/12/24	
198	共通(基本設計方針)	基本設計方針に関する説明資料【第61条 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備】	p.13	【61条13】流路に関する基本設計方針について、先行プラントの記載を踏まえ表現を見直し、また記載対象を要目表に記載されない流路として使用される設備とするよう、下記のとおり修文しました。 「高圧窒素ガス供給系(非常用)の流路として、設計基準対象施設である主蒸気逃がし安全弁自動減圧機能用アキュムレータ及び主蒸気逃がし安全弁を重大事故等対処設備として使用することから、流路に係る機能について重大事故等対処設備としての設計を行う。」	2020/12/24	
199	共通(基本設計方針)	基本設計方針に関する説明資料【第61条 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備】	p.14	【61条16】流路に関する基本設計方針について、先行プラントの記載を踏まえ表現を見直し、また記載対象を要目表に記載されない流路として使用される設備とするよう、下記のとおり修文しました。 「代替高圧窒素ガス供給系の流路として、設計基準事故対処設備である主蒸気逃がし安全弁を重大事故等対処設備として使用することから、流路に係る機能について重大事故等対処設備としての設計を行う。」	2020/12/24	
200	共通(基本設計方針)	基本設計方針に関する説明資料【第62条 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための設備】	p.2	【62条58】流路に関する基本設計方針について、先行プラントの記載を踏まえ表現を見直し、また記載対象を要目表に記載されない流路として使用される設備とするよう、下記のとおり修文しました。 「残留熱除去系(原子炉停止時冷却モード)の流路として、設計基準対象施設である原子炉圧力容器、炉心支持構造物及び原子炉圧力容器内部構造物を重大事故等対処設備として使用することから、流路に係る機能について重大事故等対処設備としての設計を行う。」	2020/12/24	
201	共通(基本設計方針)	基本設計方針に関する説明資料【第62条 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための設備】	p.4	【62条35】流路に関する基本設計方針について、先行プラントの記載を踏まえ表現を見直し、また記載対象を要目表に記載されない流路として使用される設備とするよう、下記のとおり修文しました。 「低圧炉心スプレイ系の流路として、設計基準対象施設である原子炉圧力容器、炉心支持構造物及び原子炉圧力容器内部構造物を重大事故等対処設備として使用することから、流路に係る機能について重大事故等対処設備としての設計を行う。」	2020/12/24	
202	共通(基本設計方針)	基本設計方針に関する説明資料【第62条 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための設備】	p.6, 8, 10	【62条1】低圧代替注水系の設置要求の文章をまとめて記載していたが、先行プラントと同様に、常設(MUWCポンプ)、常設(DCLIポンプ)及び可搬型の項目内においてそれぞれ記載するよう、文書構成を適正化しました。	2020/12/24	

女川2号工認 記載適正化箇所(基本設計方針)

No.	図書種別, 図書番号	図書名称	該当頁	適正化内容	完了年月日	備考
203	共通(基本設計方針)	基本設計方針に関する説明資料【第62条 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための設備】	p.7	【62条6】流路に関する基本設計方針について、先行プラントの記載を踏まえ表現を見直し、また記載対象を要目表に記載されない流路として使用される設備とするよう、下記のとおり修正しました。 「低圧代替注水系(常設)(復水移送ポンプ)の流路として、設計基準対象施設である原子炉圧力容器、炉心支持構造物及び原子炉圧力容器内部構造物を重大事故等対処設備として使用することから、流路に係る機能について重大事故等対処設備としての設計を行う。」	2020/12/24	
204	共通(基本設計方針)	基本設計方針に関する説明資料【第62条 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための設備】	p.8	【62条8】唐突に「交流電源に期待できない」という記載になっていることから、交流電源に期待できない理由を追記し、以下のとおり修正しました。 「～系統構成に必要な電動弁(交流)は、全交流動力電源喪失時等、交流電源に期待できない場合もあることから設置場所にて手動操作できる設計とする。」	2020/12/24	
205	共通(基本設計方針)	基本設計方針に関する説明資料【第62条 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための設備】	p.9	【62条9】流路に関する基本設計方針について、先行プラントの記載を踏まえ表現を見直し、また記載対象を要目表に記載されない流路として使用される設備とするよう、下記のとおり修正しました。 「低圧代替注水系(常設)(直流駆動低圧注水系ポンプ)の流路として、設計基準対象施設である原子炉圧力容器、炉心支持構造物及び原子炉圧力容器内部構造物を重大事故等対処設備として使用することから、流路に係る機能について重大事故等対処設備としての設計を行う。」	2020/12/24	
206	共通(基本設計方針)	基本設計方針に関する説明資料【第62条 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための設備】	p.12	【62条16】流路に関する基本設計方針について、先行プラントの記載を踏まえ表現を見直し、また記載対象を要目表に記載されない流路として使用される設備とするよう、下記のとおり修正しました。 「低圧代替注水系(可搬型)の流路として、設計基準対象施設である原子炉圧力容器、炉心支持構造物及び原子炉圧力容器内部構造物を重大事故等対処設備として使用することから、流路に係る機能について重大事故等対処設備としての設計を行う。」	2020/12/24	
207	共通(基本設計方針)	基本設計方針に関する説明資料【第62条 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための設備】	p.13	【62条61】基本設計方針に記載している電動弁の対象を明確化するため、下記のとおり電源の種類を明記するよう修正しました。 「低圧代替注水系(常設)(復水移送ポンプ)の電動弁(交流)は、～」	2020/12/24	

女川2号工認 記載適正化箇所(基本設計方針)

No.	図書種別, 図書番号	図書名称	該当頁	適正化内容	完了年月日	備考
208	共通(基本設計方針)	基本設計方針に関する説明資料【第62条 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための設備】	p.13	【62条71】電動弁(交流)については【62条61】において記載し,【62条71】は電動弁(直流)のみについて記載するよう,文章構成を適正化しました。また,66条における指摘事項の水平展開として,電動弁(直流)に関する独立性を追加し,下記のとおり修文しました。 「低圧代替注水系(常設)(復水移送ポンプ)の電動弁(直流)は,ハンドルを設けて手動操作を可能とすることで,所内常設蓄電式直流電源設備からの給電による遠隔操作に対して多様性を有する設計とする。また,低圧代替注水系(常設)(復水移送ポンプ)の電動弁(直流)は,125V蓄電池から125V直流主母線盤までの系統において,独立した電路で系統構成することにより,非常用ディーゼル発電機の交流を直流に変換する電路に対して,独立性を有する設計とする。」	2020/12/24	
209	共通(基本設計方針)	基本設計方針に関する説明資料【第62条 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための設備】	p.15	【62条66】66条における指摘事項の水平展開として,電動弁(直流)の独立性として下記を追記しました。 「また,低圧代替注水系(常設)(直流駆動低圧注水系ポンプ)の電動弁(直流)は,125V蓄電池から125V直流主母線盤までの系統において,独立した電路で系統構成することにより,非常用ディーゼル発電機の交流を直流に変換する電路に対して,独立性を有する設計とする。」	2020/12/24	
210	共通(基本設計方針)	基本設計方針に関する説明資料【第62条 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための設備】	p.20	【62条38】他の基本設計方針の書きぶりや,主語との関係性を踏まえ,下記のとおり「冷却」から「供給」に表現を適正化しました。 「～本系統に使用する冷却水は,原子炉補機冷却水系(原子炉補機冷却海水系を含む。)又は原子炉補機代替冷却水系から供給できる設計とする。」	2020/12/24	
211	共通(基本設計方針)	基本設計方針に関する説明資料【第62条 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための設備】	p.20	【62条47】流路に関する基本設計方針について,先行プラントの記載を踏まえ表現を見直し,また記載対象を要目表に記載されない流路として使用される設備とするよう,下記のとおり修文しました。 「代替循環冷却系の流路として,設計基準対象施設である残留熱除去系熱交換器,原子炉圧力容器,炉心支持構造物及び原子炉圧力容器内部構造物を重大事故等対処設備として使用することから,流路に係る機能について重大事故等対処設備としての設計を行う。」	2020/12/24	
212	共通(基本設計方針)	基本設計方針に関する説明資料【第62条 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための設備】	p.21	【62条26】流路に関する基本設計方針について,先行プラントの記載を踏まえ表現を見直し,また記載対象を要目表に記載されない流路として使用される設備とするよう,下記のとおり修文しました。 「残留熱除去系(低圧注水モード)の流路として,設計基準対象施設である残留熱除去系熱交換器,原子炉圧力容器,炉心支持構造物及び原子炉圧力容器内部構造物を重大事故等対処設備として使用することから,流路に係る機能について重大事故等対処設備としての設計を行う。」	2020/12/24	

女川2号工認 記載適正化箇所(基本設計方針)

No.	図書種別, 図書番号	図書名称	該当頁	適正化内容	完了年月日	備考
213	共通(基本設計方針)	基本設計方針に関する説明資料【第62条 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための設備】	p.24	【62条21, 30, 42, 53】ARCW系の海水取水が2か所(取水口又は海水ポンプ室)から可能であることを明確化するため, 下記のとおり修正しました。 「～大容量送水ポンプ(タイプ I)により取水口又は海水ポンプ室から海水を取水し, ～」	2020/12/24	
214	共通(基本設計方針)	基本設計方針に関する説明資料【第62条 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための設備】	p.25	【62条14, 23, 32, 44, 55】他の基本設計方針との書きぶりを合わせ, 「～軽油の補給～」から「～燃料の補給～」に記載を適正化しました。	2020/12/24	
215	共通(基本設計方針)	基本設計方針に関する説明資料【第63条 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための設備】	p.2	【63条4】流路に関する基本設計方針について, 先行プラントの記載を踏まえ表現を見直し, また記載対象を要目表に記載されない流路として使用される設備とするよう, 下記のとおり修正しました。 「残留熱除去系(原子炉停止時冷却モード)の流路として, 設計基準対象施設である原子炉圧力容器, 炉心支持構造物及び原子炉圧力容器内部構造物を重大事故等対処設備として使用することから, 流路に係る機能について重大事故等対処設備としての設計を行う。」	2020/12/24	
216	共通(基本設計方針)	基本設計方針に関する説明資料【第63条 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための設備】	p.4	【63条55】流路に関する基本設計方針について, 先行プラントの記載を踏まえ表現を見直し, また記載対象を要目表に記載されない流路として使用される設備とするよう, 下記のとおり修正しました。 「残留熱除去系(格納容器スプレイ冷却モード)の流路として, 設計基準対象施設である原子炉格納容器を重大事故等対処設備として使用することから, 流路に係る機能について重大事故等対処設備としての設計を行う。」	2020/12/24	
217	共通(基本設計方針)	基本設計方針に関する説明資料【第63条 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための設備】	p.4	【63条56】流路に関する基本設計方針について, 先行プラントの記載を踏まえ表現を見直し, また記載対象を要目表に記載されない流路として使用される設備とするよう, 下記のとおり修正しました。 「残留熱除去系(サブプレッションプール水冷却モード)の流路として, 設計基準対象施設である原子炉格納容器を重大事故等対処設備として使用することから, 流路に係る機能について重大事故等対処設備としての設計を行う。」	2020/12/24	
218	共通(基本設計方針)	基本設計方針に関する説明資料【第63条 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための設備】	p.7	【63条9】可搬型窒素ガス供給装置を使用して, 原子炉格納容器フィルタベント系の窒素置換を実施する運用であるため, 可搬型窒素ガス供給系による旨を追記し, 以下のとおり修正しました。 「～可燃性ガスによる爆発を防ぐため, 可搬型窒素ガス供給系により, 系統内を～」	2020/12/24	

女川2号工認 記載適正化箇所(基本設計方針)

No.	図書種別, 図書番号	図書名称	該当頁	適正化内容	完了年月日	備考
219	共通(基本設計方針)	基本設計方針に関する説明資料【第63条 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための設備】	p.8	【63条11】スプレイ停止運用について、対象を原子炉格納容器代替スプレイ冷却系(常設)に限定する必要はないため、「(常設)」は削除しました。 また、設置許可で「仮に」と記載されている箇所について、原子炉格納容器フィルタベント系の実際の運用としてベントと格納容器スプレイは同時に実施しないこととしていますが、ベント停止後に格納容器スプレイを実施することから、その運用を踏まえ以下のとおり記載を適正化しました。 「～保安規定に定めて管理する。 <u>原子炉格納容器フィルタベント系の使用後に再度、原子炉格納容器内にスプレイする場合においても、～</u> 」	2020/12/24	
220	共通(基本設計方針)	基本設計方針に関する説明資料【第63条 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための設備】	p.9	【63条17】直流電源の電動弁で系統構成する原子炉格納容器フィルタベント系は、直流変換することで交流電源から給電が可能であるため、HPAC系と同様に、「常設代替交流電源設備、可搬型代替交流電源設備」を追記しました。	2020/12/24	
221	共通(基本設計方針)	基本設計方針に関する説明資料【第63条 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための設備】	p.10	【63条16】先行プラントとの差異理由について、先行プラントとの差異は弁操作場所の陽圧化設備の有無であることから、差異理由を以下のとおり適正化しました。 「設計の差異(弁の遠隔操作場所、遮蔽設計の相違。なお、女川2号では操作場所の陽圧化設備は不要としている。)」 また、67条における指摘事項の水平展開として、対象の弁を特定し名称を明確に記載するため、下記のとおり弁名称を記載するよう適正化しました。 「～原子炉建屋付属棟内とし、サプレッションチェンバメント用出口隔離弁(T48-F022)の操作を行う原子炉建屋地下1階及びドライウェルベント用出口隔離弁(T48-F019)の操作を行う～」	2020/12/24	
222	共通(基本設計方針)	基本設計方針に関する説明資料【第63条 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための設備】	p.11	【63条55】流路に関する基本設計方針について、先行プラントの記載を踏まえ表現を見直し、また記載対象を要目表に記載されない流路として使用される設備とするよう、下記のとおり修文しました。 「原子炉格納容器フィルタベント系の流路として、設計基準対象施設である原子炉格納容器を重大事故等対処設備として使用することから、流路に係る機能について重大事故等対処設備としての設計を行う。」	2020/12/24	
223	共通(基本設計方針)	基本設計方針に関する説明資料【第63条 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための設備】	p.12	【63条47】直流電源の電動弁で系統構成する原子炉格納容器フィルタベント系は、直流変換することで交流電源から給電が可能であるため、HPAC系と同様に、「常設代替交流電源設備、可搬型代替交流電源設備」を追記しました。	2020/12/24	
224	共通(基本設計方針)	基本設計方針に関する説明資料【第63条 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための設備】	p.14, 16	【63条26】先行プラントの書きぶりを踏まえ、耐圧強化ベント系の系統設計流量の記載位置を本文章に変更(【63条32】から変更)し、下記のとおり修文しました。 「～排気筒を通して原子炉建屋外に放出(系統設計流量10.0kg/s(1Pdにおいて))することで、～」	2020/12/24	

女川2号工認 記載適正化箇所(基本設計方針)

No.	図書種別, 図書番号	図書名称	該当頁	適正化内容	完了年月日	備考
225	共通(基本設計方針)	基本設計方針に関する説明資料【第63条 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための設備】	p.15	【63条29】設置許可で「仮に」と記載されている箇所について、耐圧強化ベント系の実際の運用としてベントと格納容器スプレイは同時に実施しないこととしていますが、ベント停止後に格納容器スプレイを実施する可能性があることから、その運用を踏まえ以下のとおり記載を適正化しました。 「～保安規定に定めて管理する。耐圧強化ベント系の使用後に再度、原子炉格納容器内にスプレイする場合においても、～」	2020/12/24	
226	共通(基本設計方針)	基本設計方針に関する説明資料【第63条 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための設備】	p.15	【63条31】耐圧強化ベント系で使用する遠隔手動弁操作設備は2個であるため、基本設計方針記載の個数を2に修正しました。	2020/12/24	
227	共通(基本設計方針)	基本設計方針に関する説明資料【第63条 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための設備】	p.16	【63条34】流路に関する基本設計方針について、先行プラントの記載を踏まえ表現を見直し、また記載対象を要目表に記載されない流路として使用される設備とするよう、下記のとおり修文しました。 「耐圧強化ベント系の流路として、設計基準対象施設である排気筒及び原子炉格納容器を重大事故等対処設備として使用することから、流路に係る機能について重大事故等対処設備としての設計を行う。」	2020/12/24	
228	共通(基本設計方針)	基本設計方針に関する説明資料【第63条 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための設備】	p.21	【63条37】技術基準への適合の観点から以下のとおり「十分な余裕をもって」を基本設計方針に追記しました。 なお、設置許可申請の有効性評価「崩壊熱除去機能喪失(取水機能が喪失した場合)」において、サプレッションチェンバへの熱の蓄積により原子炉冷却機能が確保できる一定の期間内に、十分な余裕を持って原子炉補機代替冷却水系により最終的な熱の逃がし場である海へ熱を輸送できる設計であることを確認しております。 「～原子炉補機代替冷却水系熱交換器ユニットに海水を送水することで、十分な余裕を持って残留熱除去系等の機器で発生した熱を～」	2020/12/24	
229	共通(基本設計方針)	基本設計方針に関する説明資料【第63条 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための設備】	p.21	【63条38】ARCW系の海水取水が2か所(取水口又は海水ポンプ室)から可能であることを明確化するため、下記のとおり修文しました。 「～大容量送水ポンプ(タイプI)により取水口又は海水ポンプ室から海水を取水し、～」	2020/12/24	
230	共通(基本設計方針)	基本設計方針に関する説明資料【第63条 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための設備】	p.22	【63条42】流路に関する基本設計方針について、先行プラントの記載を踏まえ表現を見直し、また記載対象を要目表に記載されない流路として使用される設備とするよう、下記のとおり修文しました。 「原子炉補機代替冷却水系の流路として、設計基準対象施設である残留熱除去系熱交換器を重大事故等対処設備として使用することから、流路に係る機能について重大事故等対処設備としての設計を行う。」	2020/12/24	
231	共通(基本設計方針)	基本設計方針に関する説明資料【第63条 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための設備】	p.23	【63条52】位置的分散を図る対象について、すべて同格で「及び」で接続するようにし、下記のとおり修文しました。 「原子炉補機代替冷却水系熱交換器ユニット及び大容量送水ポンプ(タイプI)は、原子炉建屋、海水ポンプ室及び排気筒から離れた屋外に分散して保管～」	2020/12/24	

女川2号工認 記載適正化箇所(基本設計方針)

No.	図書種別, 図書番号	図書名称	該当頁	適正化内容	完了年月日	備考
232	共通(基本設計方針)	基本設計方針に関する説明資料【第63条 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための設備】	p.27	【63条12】可搬型窒素ガス供給装置を使用して、原子炉格納容器フィルタベント系の窒素置換を実施する運用であるため、可搬型窒素ガス供給系による旨を追記し、以下のとおり修文しました。 「～可燃性ガスによる爆発を防ぐため、可搬型窒素ガス供給系により、系統内を～」	2020/12/24	
233	共通(基本設計方針)	基本設計方針に関する説明資料【第63条 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための設備】	p.28	【63条13】受け身の記載を修正し、以下のとおり修文しました。 「～発電設備は、車両内に搭載し、～」	2020/12/24	
234	共通(基本設計方針)	基本設計方針に関する説明資料【第63条 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための設備】	p.28	【63条14】燃料補給について、いずれかの軽油タンクからでも給油できることを示すため、「又は」で接続し、下記のとおり修文しました。 「可搬型窒素ガス供給装置発電設備は、非常用ディーゼル発電設備軽油タンク、高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備軽油タンク又はガスタービン発電設備軽油タンクから～」 また、他の基本設計方針との書きぶりを合わせ、「～軽油の補給～」から「～燃料の補給～」に記載を適正化しました。	2020/12/24	
235	共通(基本設計方針)	基本設計方針に関する説明資料【第63条 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための設備】	p.29	【63条21, 40】他の基本設計方針との書きぶりを合わせ、「～軽油の補給～」から「～燃料の補給～」に記載を適正化しました。	2020/12/24	
236	共通(基本設計方針)	基本設計方針に関する説明資料【第64条 原子炉格納容器内の冷却等のための設備】	p.2	【64条22, 34】ARCW系の海水取水が2か所(取水口又は海水ポンプ室)から可能であることを明確化するため、下記のとおり修文しました。 「～大容量送水ポンプ(タイプ I)により取水口又は海水ポンプ室から海水を取水し、～」	2020/12/24	
237	共通(基本設計方針)	基本設計方針に関する説明資料【第64条 原子炉格納容器内の冷却等のための設備】	p.5	【64条1】原子炉格納容器代替スプレイ冷却系の64条機能と66条機能をまとめていましたが、記載表現適正化のため、64条・66条で要求を分けた文章とするよう、構成を見直しました。	2020/12/24	
238	共通(基本設計方針)	基本設計方針に関する説明資料【第64条 原子炉格納容器内の冷却等のための設備】	p.6	【64条5】流路に関する基本設計方針について、先行プラントの記載を踏まえ表現を見直し、また記載対象を要目表に記載されない流路として使用される設備とするよう、下記のとおり修文しました。 「原子炉格納容器代替スプレイ冷却系(常設)の流路として、設計基準対象施設である原子炉格納容器を重大事故等対処設備として使用することから、流路に係る機能について重大事故等対処設備としての設計を行う。」	2020/12/24	
239	共通(基本設計方針)	基本設計方針に関する説明資料【第64条 原子炉格納容器内の冷却等のための設備】	p.9	【64条13】流路に関する基本設計方針について、先行プラントの記載を踏まえ表現を見直し、また記載対象を要目表に記載されない流路として使用される設備とするよう、下記のとおり修文しました。 「原子炉格納容器代替スプレイ冷却系(可搬型)の流路として、設計基準対象施設である原子炉格納容器を重大事故等対処設備として使用することから、流路に係る機能について重大事故等対処設備としての設計を行う。」	2020/12/24	

女川2号工認 記載適正化箇所(基本設計方針)

No.	図書種別, 図書番号	図書名称	該当頁	適正化内容	完了年月日	備考
240	共通(基本設計方針)	基本設計方針に関する説明資料【第64条 原子炉格納容器内の冷却等のための設備】	p.12	【64条58】電動弁(交流)については【64条48】において記載し,【64条58】は電動弁(直流)のみについて記載するよう,文章構成を適正化しました。また,66条における指摘事項の水平展開として,電動弁(直流)に関する独立性を追加し,下記のとおり修文しました。 「原子炉格納容器代替スプレイ冷却系(常設)の電動弁(直流)は,ハンドルを設けて手動操作を可能とすることで,所内常設蓄電式直流電源設備からの給電による遠隔操作に対して多様性を有する設計とする。また,原子炉格納容器代替スプレイ冷却系(常設)の電動弁(直流)は,125V蓄電池から125V直流主母線盤までの系統において,独立した電路で系統構成することにより,非常用ディーゼル発電機の交流を直流に変換する電路に対して,独立性を有する設計とする。」	2020/12/24	
241	共通(基本設計方針)	基本設計方針に関する説明資料【第64条 原子炉格納容器内の冷却等のための設備】	p.17	【64条19】流路に関する基本設計方針について,先行プラントの記載を踏まえ表現を見直し,また記載対象を要目表に記載されない流路として使用される設備とするよう,下記のとおり修文しました。 「残留熱除去系(格納容器スプレイ冷却モード)の流路として,設計基準対象施設である原子炉格納容器を重大事故等対処設備として使用することから,流路に係る機能について重大事故等対処設備としての設計を行う。」	2020/12/24	
242	共通(基本設計方針)	基本設計方針に関する説明資料【第64条 原子炉格納容器内の冷却等のための設備】	p.19	【64条31】流路に関する基本設計方針について,先行プラントの記載を踏まえ表現を見直し,また記載対象を要目表に記載されない流路として使用される設備とするよう,下記のとおり修文しました。 「残留熱除去系(サプレッションプール水冷却モード)の流路として,設計基準対象施設である原子炉格納容器を重大事故等対処設備として使用することから,流路に係る機能について重大事故等対処設備としての設計を行う。」	2020/12/24	
243	共通(基本設計方針)	基本設計方針に関する説明資料【第64条 原子炉格納容器内の冷却等のための設備】	p.20	【64条11, 24, 36】他の基本設計方針との書きぶりを合わせ,「～軽油の補給～」から「～燃料の補給～」に記載を適正化しました。	2020/12/24	
244	共通(基本設計方針)	基本設計方針に関する説明資料【第65条 原子炉格納容器の過圧破損を防止するための設備】	p.2	【65条9】ARCW系の海水取水が2か所(取水口又は海水ポンプ室)から可能であることを明確化するため,下記のとおり修文しました。 「～大容量送水ポンプ(タイプI)により取水口又は海水ポンプ室から海水を取水し,～」	2020/12/24	
245	共通(基本設計方針)	基本設計方針に関する説明資料【第65条 原子炉格納容器の過圧破損を防止するための設備】	p.6	【65条1】代替循環冷却系の65条機能と66条機能をまとめていましたが,記載表現適正化のため,65条・66条で要求を分けた文章とするよう,構成を見直しました。	2020/12/24	
246	共通(基本設計方針)	基本設計方針に関する説明資料【第65条 原子炉格納容器の過圧破損を防止するための設備】	p.6	【65条12】他の基本設計方針の書きぶりや,主語との関係性を踏まえ,下記のとおり「冷却」から「供給」に表現を適正化しました。 「～本系統に使用する冷却水は,原子炉補機冷却水系(原子炉補機冷却海水系を含む。)又は原子炉補機代替冷却水系から供給できる設計とする。」	2020/12/24	



女川2号工認 記載適正化箇所(基本設計方針)

No.	図書種別, 図書番号	図書名称	該当頁	適正化内容	完了年月日	備考
247	共通(基本設計方針)	基本設計方針に関する説明資料【第65条 原子炉格納容器の過圧破損を防止するための設備】	p.7	【65条6, 7】前の文章とは独立した文章であることから、文頭の接続詞を削除するよう適正化しました。また、他の基本設計方針の書きぶりや、主語との関係性を踏まえ、下記のとおり「冷却」から「供給」に表現を適正化しました。 「代替循環冷却系は、～(中略)～本系統に使用する冷却水は、原子炉補機冷却水系(原子炉補機冷却海水系を含む。)又は原子炉補機代替冷却水系から供給できる設計とする。」	2020/12/24	
248	共通(基本設計方針)	基本設計方針に関する説明資料【第65条 原子炉格納容器の過圧破損を防止するための設備】	p.8	【65条14】流路に関する基本設計方針について、先行プラントの記載を踏まえ表現を見直し、また記載対象を要目表に記載されない流路として使用される設備とするよう、下記のとおり修文しました。 「代替循環冷却系の流路として、設計基準対象施設である原子炉圧力容器、炉心支持構造物、原子炉圧力容器内部構造物及び原子炉格納容器を重大事故等対処設備として使用することから、流路に係る機能について重大事故等対処設備としての設計を行う。」	2020/12/24	
249	共通(基本設計方針)	基本設計方針に関する説明資料【第65条 原子炉格納容器の過圧破損を防止するための設備】	p.8	【65条39】直流電源の電動弁で系統構成する原子炉格納容器フィルタベント系は、直流変換することで交流電源から給電が可能であるため、HPAC系と同様に、「常設代替交流電源設備、可搬型代替交流電源設備」を追記しました。	2020/12/24	
250	共通(基本設計方針)	基本設計方針に関する説明資料【第65条 原子炉格納容器の過圧破損を防止するための設備】	p.10	【65条24】可搬型窒素ガス供給装置を使用して、原子炉格納容器フィルタベント系の窒素置換を実施する運用であるため、可搬型窒素ガス供給系による旨を追記し、以下のとおり修文しました。 「～可燃性ガスによる爆発を防ぐため、可搬型窒素ガス供給系により、系統内を～」	2020/12/24	
251	共通(基本設計方針)	基本設計方針に関する説明資料【第65条 原子炉格納容器の過圧破損を防止するための設備】	p.12	【65条21】可搬型窒素ガス供給装置を使用して、原子炉格納容器フィルタベント系の窒素置換を実施する運用であるため、可搬型窒素ガス供給系による旨を追記し、以下のとおり修文しました。 「～可燃性ガスによる爆発を防ぐため、可搬型窒素ガス供給系により、系統内を～」	2020/12/24	
252	共通(基本設計方針)	基本設計方針に関する説明資料【第65条 原子炉格納容器の過圧破損を防止するための設備】	p.13	【65条23】設置許可で「仮に」と記載されている箇所について、原子炉格納容器フィルタベント系の実際の運用としてベントと格納容器スプレイは同時に実施しないこととしていますが、ベント停止後に格納容器スプレイを実施する可能性があることから、その運用を踏まえ以下のとおり記載を適正化しました。 「～保安規定に定めて管理する。原子炉格納容器フィルタベント系の使用後に再度、原子炉格納容器内にスプレイする場合においても、～」	2020/12/24	
253	共通(基本設計方針)	基本設計方針に関する説明資料【第65条 原子炉格納容器の過圧破損を防止するための設備】	p.14	【65条29】直流電源の電動弁で系統構成する原子炉格納容器フィルタベント系は、直流変換することで交流電源から給電が可能であるため、HPAC系と同様に、「常設代替交流電源設備、可搬型代替交流電源設備」を追記しました。	2020/12/24	

女川2号工認 記載適正化箇所(基本設計方針)

No.	図書種別, 図書番号	図書名称	該当頁	適正化内容	完了年月日	備考
254	共通(基本設計方針)	基本設計方針に関する説明資料【第65条 原子炉格納容器の過圧破損を防止するための設備】	p.15	【65条28】先行プラントとの差異理由について、先行プラントとの差異は弁操作場所の陽圧化設備の有無であることから、差異理由を以下のとおり適正化しました。 「設計の差異(弁の遠隔操作場所、遮蔽設計の相違。なお、女川2号では操作場所の陽圧化設備は不要としている。)」 また、67条における指摘事項の水平展開として、対象の弁を特定し名称を明確に記載するため、下記のとおり弁名称を記載するよう適正化しました。 「～原子炉建屋付属棟内とし、サブプレッションチェンバメント用出口隔離弁(T48-F022)の操作を行う原子炉建屋地下1階及びドライウェルベント用出口隔離弁(T48-F019)の操作を行う～」	2020/12/24	
255	共通(基本設計方針)	基本設計方針に関する説明資料【第65条 原子炉格納容器の過圧破損を防止するための設備】	p.16	【65条35】流路に関する基本設計方針について、先行プラントの記載を踏まえ表現を見直し、また記載対象を要目表に記載されない流路として使用される設備とするよう、下記のとおり修文しました。 「原子炉格納容器フィルタベント系の流路として、設計基準対象施設である原子炉格納容器を重大事故等対処設備として使用することから、流路に係る機能について重大事故等対処設備としての設計を行う。」	2020/12/24	
256	共通(基本設計方針)	基本設計方針に関する説明資料【第65条 原子炉格納容器の過圧破損を防止するための設備】	p.16	【65条39】直流電源の電動弁で系統構成する原子炉格納容器フィルタベント系は、直流変換することで交流電源から給電が可能であるため、HPAC系と同様に、「常設代替交流電源設備、可搬型代替交流電源設備」を追記しました。	2020/12/24	
257	共通(基本設計方針)	基本設計方針に関する説明資料【第65条 原子炉格納容器の過圧破損を防止するための設備】	p.18	【65条25】受け身の記載を修正し、以下のとおり修文しました。 「～発電設備は、車両内に搭載し、～」	2020/12/24	
258	共通(基本設計方針)	基本設計方針に関する説明資料【第65条 原子炉格納容器の過圧破損を防止するための設備】	p.18	【65条26】燃料補給について、いずれかの軽油タンクからでも給油できることを示すため、「又は」で接続し、下記のとおり修文しました。 「可搬型窒素ガス供給装置発電設備は、非常用ディーゼル発電設備軽油タンク、高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備軽油タンク又はガスタービン発電設備軽油タンクから～」 また、他の基本設計方針との書きぶりを合わせ、「～軽油の補給～」から「～燃料の補給～」に記載を適正化しました。	2020/12/24	
259	共通(基本設計方針)	基本設計方針に関する説明資料【第65条 原子炉格納容器の過圧破損を防止するための設備】	p.19	【65条11, 33】他の基本設計方針との書きぶりを合わせ、「～軽油の補給～」から「～燃料の補給～」に記載を適正化しました。	2020/12/24	

女川2号工認 記載適正化箇所(基本設計方針)

No.	図書種別, 図書番号	図書名称	該当頁	適正化内容	完了年月日	備考
260	共通(基本設計方針)	基本設計方針に関する説明資料【第66条 原子炉格納容器下部の熔融炉心を冷却するための設備】	p.2	【66条39】ARCW系の海水取水が2か所(取水口又は海水ポンプ室)から可能であることを明確化するため、下記のとおり修文しました。 「～大容量送水ポンプ(タイプI)により取水口又は海水ポンプ室から海水を取水し、～」	2020/12/24	
261	共通(基本設計方針)	基本設計方針に関する説明資料【第66条 原子炉格納容器下部の熔融炉心を冷却するための設備】	p.5	【66条1】他の基本設計方針の書きぶりに合わせて、読点を追加し適正化しました。	2020/12/24	
262	共通(基本設計方針)	基本設計方針に関する説明資料【第66条 原子炉格納容器下部の熔融炉心を冷却するための設備】	p.6	【66条4】流路に関する基本設計方針について、先行プラントの記載を踏まえ表現を見直し、また記載対象を要目表に記載されない流路として使用される設備とするよう、下記のとおり修文しました。 「原子炉格納容器下部注水系(常設)(復水移送ポンプ)の流路として、設計基準対象施設である原子炉格納容器を重大事故等対処設備として使用することから、流路に係る機能について重大事故等対処設備としての設計を行う。」	2020/12/24	
263	共通(基本設計方針)	基本設計方針に関する説明資料【第66条 原子炉格納容器下部の熔融炉心を冷却するための設備】	p.7	【66条9】流路に関する基本設計方針について、先行プラントの記載を踏まえ表現を見直し、また記載対象を要目表に記載されない流路として使用される設備とするよう、下記のとおり修文しました。 「原子炉格納容器下部注水系(常設)(代替循環冷却ポンプ)の流路として、設計基準対象施設である残留熱除去系熱交換器及び原子炉格納容器を重大事故等対処設備として使用することから、流路に係る機能について重大事故等対処設備としての設計を行う。」	2020/12/24	
264	共通(基本設計方針)	基本設計方針に関する説明資料【第66条 原子炉格納容器下部の熔融炉心を冷却するための設備】	p.9	【66条17】流路に関する基本設計方針について、先行プラントの記載を踏まえ表現を見直し、また記載対象を要目表に記載されない流路として使用される設備とするよう、下記のとおり修文しました。 「原子炉格納容器下部注水系(可搬型)の流路として、設計基準対象施設である原子炉格納容器を重大事故等対処設備として使用することから、流路に係る機能について重大事故等対処設備としての設計を行う。」	2020/12/24	
265	共通(基本設計方針)	基本設計方針に関する説明資料【第66条 原子炉格納容器下部の熔融炉心を冷却するための設備】	p.11	【66条81】電動弁(交流)については【66条74】において記載し、【66条81】は電動弁(直流)のみについて記載するよう、文章構成を適正化しました。また、電動弁(直流)に関する独立性を追加し、下記のとおり修文しました。 「原子炉格納容器下部注水系(常設)(復水移送ポンプ)の電動弁(直流)は、ハンドルを設けて手動操作を可能とすることで、所内常設蓄電式直流電源設備からの給電による遠隔操作に対して多様性を有する設計とする。また、原子炉格納容器下部注水系(常設)(復水移送ポンプ)の電動弁(直流)は、125V蓄電池から125V直流主母線盤までの系統において、独立した電路で系統構成することにより、非常用ディーゼル発電機の交流を直流に変換する電路に対して、独立性を有する設計とする。」	2020/12/24	

女川2号工認 記載適正化箇所(基本設計方針)

No.	図書種別, 図書番号	図書名称	該当頁	適正化内容	完了年月日	備考
266	共通(基本設計方針)	基本設計方針に関する説明資料【第66条 原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための設備】	p.14	【66条1】原子炉格納容器代替スプレイ冷却系の64条機能と66条機能をまとめていましたが、記載表現適正化のため、64条・66条で要求を分けた文章とするよう、構成を見直しました。	2020/12/24	
267	共通(基本設計方針)	基本設計方針に関する説明資料【第66条 原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための設備】	p.14	【66条23】流路に関する基本設計方針について、先行プラントの記載を踏まえ表現を見直し、また記載対象を要目表に記載されない流路として使用される設備とするよう、下記のとおり修文しました。 「原子炉格納容器代替スプレイ冷却系(常設)の流路として、設計基準対象施設である原子炉格納容器を重大事故等対処設備として使用することから、流路に係る機能について重大事故等対処設備としての設計を行う。」	2020/12/24	
268	共通(基本設計方針)	基本設計方針に関する説明資料【第66条 原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための設備】	p.16	【66条31】流路に関する基本設計方針について、先行プラントの記載を踏まえ表現を見直し、また記載対象を要目表に記載されない流路として使用される設備とするよう、下記のとおり修文しました。 「原子炉格納容器代替スプレイ冷却系(可搬型)の流路として、設計基準対象施設である原子炉格納容器を重大事故等対処設備として使用することから、流路に係る機能について重大事故等対処設備としての設計を行う。」	2020/12/24	
269	共通(基本設計方針)	基本設計方針に関する説明資料【第66条 原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための設備】	p.17	【66条81】電動弁(交流)については【66条74】において記載し、【66条81】は電動弁(直流)のみについて記載するよう、文章構成を適正化しました。また、電動弁(直流)に関する独立性を追加し、下記のとおり修文しました。 「原子炉格納容器代替スプレイ冷却系(常設)の電動弁(直流)は、ハンドルを設けて手動操作を可能とすることで、所内常設蓄電式直流電源設備からの給電による遠隔操作に対して多様性を有する設計とする。また、原子炉格納容器代替スプレイ冷却系(常設)の電動弁(直流)は、125V蓄電池から125V直流主母線盤までの系統において、 <u>独立した電路で系統構成することにより、非常用ディーゼル発電機の交流を直流に変換する電路に対して、独立性を有する設計とする。</u> 」	2020/12/24	
270	共通(基本設計方針)	基本設計方針に関する説明資料【第66条 原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための設備】	p.19	【66条1, 64】代替循環冷却系の65条機能と66条機能をまとめていましたが、記載表現適正化のため、65条・66条で要求を分けた文章とするよう、構成を見直しました。	2020/12/24	
271	共通(基本設計方針)	基本設計方針に関する説明資料【第66条 原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための設備】	p.19, 20	【66条35, 65】前の文章とは独立した文章であることから、文頭の接続詞を削除するよう適正化しました。また、他の基本設計方針の書きぶりや、主語との関係性を踏まえ、下記のとおり「冷却」から「供給」に表現を適正化しました。 「代替循環冷却系は、～(中略)～本系統に使用する冷却水は、原子炉補機冷却水系(原子炉補機冷却海水系を含む。)又は原子炉補機代替冷却水系から供給できる設計とする。」	2020/12/24	
272	共通(基本設計方針)	基本設計方針に関する説明資料【第66条 原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための設備】	p.20	【66条44, 66】流路に関する基本設計方針について、先行プラントの記載を踏まえ表現を見直し、また記載対象を要目表に記載されない流路として使用される設備とするよう、下記のとおり修文しました。 「代替循環冷却系の流路として、設計基準対象施設である原子炉圧力容器、炉心支持構造物、原子炉圧力容器内部構造物及び原子炉格納容器を重大事故等対処設備として使用することから、流路に係る機能について重大事故等対処設備としての設計を行う。」	2020/12/24	

女川2号工認 記載適正化箇所(基本設計方針)

No.	図書種別, 図書番号	図書名称	該当頁	適正化内容	完了年月日	備考
273	共通(基本設計方針)	基本設計方針に関する説明資料【第66条 原子炉格納容器下部の熔融炉心を冷却するための設備】	p.23	【66条63】流路に関する基本設計方針について、先行プラントの記載を踏まえ表現を見直し、また記載対象を要目表に記載されない流路として使用される設備とするよう、下記のとおり修文しました。 「高圧代替注水系の流路として、設計基準対象施設である原子炉圧力容器、炉心支持構造物及び原子炉圧力容器内部構造物を重大事故等対処設備として使用することから、流路に係る機能について重大事故等対処設備としての設計を行う。」	2020/12/24	
274	共通(基本設計方針)	基本設計方針に関する説明資料【第66条 原子炉格納容器下部の熔融炉心を冷却するための設備】	p.24	【66条50】流路に関する基本設計方針について、先行プラントの記載を踏まえ表現を見直し、また記載対象を要目表に記載されない流路として使用される設備とするよう、下記のとおり修文しました。 「低圧代替注水系(常設)(復水移送ポンプ)の流路として、設計基準対象施設である原子炉圧力容器、炉心支持構造物及び原子炉圧力容器内部構造物を重大事故等対処設備として使用することから、流路に係る機能について重大事故等対処設備としての設計を行う。」	2020/12/24	
275	共通(基本設計方針)	基本設計方針に関する説明資料【第66条 原子炉格納容器下部の熔融炉心を冷却するための設備】	p.26	【66条58】流路に関する基本設計方針について、先行プラントの記載を踏まえ表現を見直し、また記載対象を要目表に記載されない流路として使用される設備とするよう、下記のとおり修文しました。 「低圧代替注水系(可搬型)の流路として、設計基準対象施設である原子炉圧力容器、炉心支持構造物及び原子炉圧力容器内部構造物を重大事故等対処設備として使用することから、流路に係る機能について重大事故等対処設備としての設計を行う。」	2020/12/24	
276	共通(基本設計方針)	基本設計方針に関する説明資料【第66条 原子炉格納容器下部の熔融炉心を冷却するための設備】	p.27	【66条70】流路に関する基本設計方針について、先行プラントの記載を踏まえ表現を見直し、また記載対象を要目表に記載されない流路として使用される設備とするよう、下記のとおり修文しました。 「ほう酸水注入系の流路として、設計基準対象施設である原子炉圧力容器、炉心支持構造物及び原子炉圧力容器内部構造物を重大事故等対処設備として使用することから、流路に係る機能について重大事故等対処設備としての設計を行う。」	2020/12/24	
277	共通(基本設計方針)	基本設計方針に関する説明資料【第66条 原子炉格納容器下部の熔融炉心を冷却するための設備】	p.28	【66条15, 29, 41, 56】他の基本設計方針との書きぶりを合わせ、「～軽油の補給～」から「～燃料の補給～」に記載を適正化しました。	2020/12/24	
278	共通(基本設計方針)	基本設計方針に関する説明資料【第67条 水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための設備】	p.8	【67条13】可搬型窒素ガス供給装置を使用して、原子炉格納容器フィルタベント系の窒素置換を実施する運用であるため、可搬型窒素ガス供給系による旨を追記し、以下のとおり修文しました。 「～可燃性ガスによる爆発を防ぐため、可搬型窒素ガス供給系により、系統内を～」	2020/12/24	
279	共通(基本設計方針)	基本設計方針に関する説明資料【第67条 水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための設備】	p.8, 11	【67条8】流路に関する基本設計方針について、先行プラントの記載を踏まえ表現を見直し、また記載対象を要目表に記載されない流路として使用される設備とするよう、下記のとおり修文しました。 「可搬型窒素ガス供給系の流路として、設計基準対象施設である原子炉格納容器を重大事故等対処設備として使用することから、流路に係る機能について重大事故等対処設備としての設計を行う。」	2020/12/24	

女川2号工認 記載適正化箇所(基本設計方針)

No.	図書種別, 図書番号	図書名称	該当頁	適正化内容	完了年月日	備考
280	共通(基本設計方針)	基本設計方針に関する説明資料【第67条 水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための設備】	p.12	【67条16】直流電源の電動弁で系統構成する原子炉格納容器フィルタベント系は、直流変換することで交流電源から給電が可能であるため、HPAC系と同様に、「常設代替交流電源設備、可搬型代替交流電源設備」を追記しました。	2020/12/24	
281	共通(基本設計方針)	基本設計方針に関する説明資料【第67条 水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための設備】	p.13	【67条15】先行プラントとの差異理由について、先行プラントとの差異は弁操作場所の陽圧化設備の有無であることから、差異理由を以下のとおり適正化しました。 「設計の差異(弁の遠隔操作場所、遮蔽設計の相違。なお、女川2号では操作場所の陽圧化設備は不要としている。)」 また、67条における指摘事項の水平展開として、対象の弁を特定し名称を明確に記載するため、下記のとおり弁名称を記載するよう適正化しました。 「～原子炉建屋付属棟内とし、サブプレッションチェンバメント用出口隔離弁(T48-F022)の操作を行う原子炉建屋地下1階及びドライウェルベント用出口隔離弁(T48-F019)の操作を行う～」	2020/12/24	
282	共通(基本設計方針)	基本設計方針に関する説明資料【第67条 水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための設備】	p.14	【67条25】流路に関する基本設計方針について、先行プラントの記載を踏まえ表現を見直し、また記載対象を要目表に記載されない流路として使用される設備とするよう、下記のとおり修正しました。 「原子炉格納容器フィルタベント系の流路として、設計基準対象施設である原子炉格納容器を重大事故等対処設備として使用することから、流路に係る機能について重大事故等対処設備としての設計を行う。」	2020/12/24	
283	共通(基本設計方針)	基本設計方針に関する説明資料【第67条 水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための設備】	p.16	【67条6, 34】受け身の記載を修正し、以下のとおり修正しました。 「～発電設備は、車両内に搭載し、～」	2020/12/24	
284	共通(基本設計方針)	基本設計方針に関する説明資料【第67条 水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための設備】	p.16	【67条7, 36】燃料補給について、いずれかの軽油タンクからでも給油できることを示すため、「又は」で接続し、下記のとおり修正しました。 「可搬型窒素ガス供給装置発電設備は、非常用ディーゼル発電設備軽油タンク、高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備軽油タンク又はガスタービン発電設備軽油タンクから～」 また、他の基本設計方針との書きぶりを合わせ、「～軽油の補給～」から「～燃料の補給～」に記載を適正化しました。	2020/12/24	
285	共通(基本設計方針)	基本設計方針に関する説明資料【第67条 水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための設備】	p.17	【67条19】他の基本設計方針との書きぶりを合わせ、「～軽油の補給～」から「～燃料の補給～」に記載を適正化しました。	2020/12/24	

女川2号工認 記載適正化箇所(基本設計方針)

No.	図書種別, 図書番号	図書名称	該当頁	適正化内容	完了年月日	備考
286	共通(基本設計方針)	基本設計方針に関する説明資料【第68条 水素爆発による原子炉建屋等の破損を防止するための設備】	p.2	【68条1】二次格納施設を指すことから、「原子炉建屋原子炉棟」に統一した記載に修正し、下記とおり修文しました。 「～損傷を防止するために原子炉建屋原子炉棟の水素濃度が変動する～」	2020/12/24	
287	共通(基本設計方針)	基本設計方針に関する説明資料【第68条 水素爆発による原子炉建屋等の破損を防止するための設備】	p.6	【68条2】流路に関する基本設計方針について、先行プラントの記載を踏まえ表現を見直し、下記のとおり修文しました。 「静的触媒式水素再結合装置の流路として、設計基準対象施設である原子炉建屋原子炉棟、原子炉建屋大物搬入口及び原子炉建屋エアロックを重大事故等対処設備として使用することから、流路に係る機能について重大事故等対処設備としての設計を行う。」	2020/12/24	
288	共通(基本設計方針)	基本設計方針に関する説明資料【第69条 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための設備】	p.2	【69条52】使用済燃料プール監視カメラの冷却装置はカメラと一体型のため、その設計を踏まえ以下の文章を追加しました。 「また、使用済燃料プール監視カメラは、カメラと一体の冷却装置により冷却することで、耐環境性向上を図る設計とする。」 また、合わせて先行プラントとの冷却装置の相違点に対する差異理由を適正化しました。	2020/12/24	
289	共通(基本設計方針)	基本設計方針に関する説明資料【第69条 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための設備】	p.4	【69条62】流路に関する基本設計方針について、先行プラントの記載を踏まえ表現を見直し、下記のとおり修文しました。 「燃料プール冷却浄化系の流路として、設計基準対象施設である使用済燃料プール、使用済燃料貯蔵ラック及び制御棒・破損燃料貯蔵ラックを重大事故等対処設備として使用することから、流路に係る機能について重大事故等対処設備としての設計を行う。」	2020/12/24	
290	共通(基本設計方針)	基本設計方針に関する説明資料【第69条 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための設備】	p.9	【69条14】流路に関する基本設計方針について、先行プラントの記載を踏まえ表現を見直し、下記のとおり修文しました。 「燃料プール代替注水系(常設配管)の流路として、設計基準対象施設である使用済燃料プール、使用済燃料貯蔵ラック及び制御棒・破損燃料貯蔵ラックを重大事故等対処設備として使用することから、流路に係る機能について重大事故等対処設備としての設計を行う。」	2020/12/24	
291	共通(基本設計方針)	基本設計方針に関する説明資料【第69条 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための設備】	p.14	【69条25】流路に関する基本設計方針について、先行プラントの記載を踏まえ表現を見直し、記のとおり修文しました。 「燃料プール代替注水系(可搬型)の流路として、設計基準対象施設である使用済燃料プール、使用済燃料貯蔵ラック及び制御棒・破損燃料貯蔵ラックを重大事故等対処設備として使用することから、流路に係る機能について重大事故等対処設備としての設計を行う。」	2020/12/24	
292	共通(基本設計方針)	基本設計方針に関する説明資料【第69条 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための設備】	p.17, 19	【69条28, 37】先行プラントの記載を踏まえ、スプレー範囲を明確化するため、下記のとおり修文しました。 「～直接スプレーすることで、燃料損傷を緩和するとともに、環境への放射性物質の放出をできる限り低減できるよう、使用済燃料プール内燃料体等の上部全面に向けてスプレーし、使用済燃料プール内燃料体等からの崩壊熱による蒸散量を上回る量をスプレーできる設計とする。」	2020/12/24	

女川2号工認 記載適正化箇所(基本設計方針)

No.	図書種別, 図書番号	図書名称	該当頁	適正化内容	完了年月日	備考
293	共通(基本設計方針)	基本設計方針に関する説明資料【第69条 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための設備】	p.18	【69条34】流路に関する基本設計方針について、先行プラントの記載を踏まえ表現を見直し、また記載対象を要目表に記載されない流路として使用される設備とするよう、下記のとおり修正しました。 「燃料プールスプレイ系(常設配管)の流路として、設計基準対象施設である使用済燃料プール、使用済燃料貯蔵ラック及び制御棒・破損燃料貯蔵ラックを重大事故等対処設備として使用することから、流路に係る機能について重大事故等対処設備としての設計を行う。」	2020/12/24	
294	共通(基本設計方針)	基本設計方針に関する説明資料【第69条 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための設備】	p.20	【69条43】流路に関する基本設計方針について、先行プラントの記載を踏まえ表現を見直し、また記載対象を要目表に記載されない流路として使用される設備とするよう、下記のとおり修正しました。 「燃料プールスプレイ系(可搬型)の流路として、設計基準対象施設である使用済燃料プール、使用済燃料貯蔵ラック及び制御棒・破損燃料貯蔵ラックを重大事故等対処設備として使用することから、流路に係る機能について重大事故等対処設備としての設計を行う。」	2020/12/24	
295	共通(基本設計方針)	基本設計方針に関する説明資料【第70条 工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための設備】	p.10	【70条9, 15】泡消火薬剤の必要量と保有量の関係性を明確化するため、【70条15】として以下の文章を追加しました。 「泡消火薬剤混合装置1台の泡消火薬剤の保有量は、必要な容量である646Lに対し余裕をみた1000Lを保管する。」 合わせて、【70条9】から、「容量1000L」を削除し文章を適正化しました。	2020/12/24	
296	共通(基本設計方針)	基本設計方針に関する説明資料【第71条 重大事故等の収束に必要な水の供給設備】	p.6	女川の残留熱除去設備は、海を水源として使用しないことを先行プラントとの相違点として明記するよう、差異理由を修正しました。	2020/12/24	
297	共通(基本設計方針)	基本設計方針に関する説明資料【第72条 電源設備】	p.11, 14, 17, 19	【72条5, 9, 12, 14】「～の場合」が続けて記載されていたことから、記載表現を適正化し下記のとおり修正しました。 「～重大事故等の対応に必要な炉心の著しい損傷～(中略)～防止するための交流/直流負荷～」	2020/12/24	
298	共通(基本設計方針)	基本設計方針に関する説明資料【第72条 電源設備】	p.23	【72条32, 56, 57】位置的分散の目的及び対象となる設備について、下記のとおり適切な表現に見直しました。 また、SAのガスタービン発電設備軽油タンクとDBの非常用ディーゼル発電設備軽油タンク等との位置的分散を示すため、接続詞を下記のとおり適正化しました。 「燃料補給設備のガスタービン発電設備燃料移送ポンプ及びタンクローリは、原子炉建屋付属棟から離れた屋外に設置又は分散して保管することで、原子炉建屋付属棟近傍の燃料移送ポンプと共通要因によって同時に機能を損なわないよう、位置的分散を図る設計とする。また、予備のタンクローリについては、上記タンクローリと異なる場所に保管する設計とする。 ガスタービン発電設備軽油タンクは、非常用ディーゼル発電設備軽油タンク及び高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備軽油タンクと離れた屋外に分散して設置することで、共通要因によって同時に機能を損なわないよう、位置的分散を図る設計とする。」	2020/12/24	



女川2号工認 記載適正化箇所(基本設計方針)

No.	図書種別, 図書番号	図書名称	該当頁	適正化内容	完了年月日	備考
299	共通(基本設計方針)	基本設計方針に関する説明資料【第72条 電源設備】	p.24	【72条7, 17, 8, 18】燃料補給について、いずれかの軽油タンクからでも給油できることを示すため、「又は」で接続し、下記のとおり修正しました。 「～非常用ディーゼル発電設備軽油タンク_高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備軽油タンク又はガスタービン発電設備軽油タンクから～	2020/12/24	
300	共通(基本設計方針)	基本設計方針に関する説明資料【第72条 電源設備】	p.24	【72条32, 56, 57】位置的分散の目的及び対象となる設備について、下記のとおり適切な表現に見直しました。 また、SAのガスタービン発電設備軽油タンクとDBの非常用ディーゼル発電設備軽油タンク等との位置的分散を示すため、接続詞を下記のとおり適正化しました。 「燃料補給設備のタンクローリは、屋外の原子炉建屋付属棟から離れた場所に保管することで、原子炉建屋付属棟近傍の燃料移送ポンプと共通要因によって同時に機能を損なわないよう、位置的分散を図る設計とする。また、予備のタンクローリについては、上記タンクローリと異なる場所に保管する設計とする。 ガスタービン発電設備軽油タンクは、非常用ディーゼル発電設備軽油タンク及び高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備軽油タンクと離れた屋外に分散して設置することで、共通要因によって同時に機能を損なわないよう、位置的分散を図る設計とする。」	2020/12/24	
301	共通(基本設計方針)	基本設計方針に関する説明資料【第72条 電源設備】	p.25	先行プラントのみに記載のある共用に関する設計方針について、女川には該当する設備がない旨を差異理由として記載しました。	2020/12/24	
302	共通(基本設計方針)	基本設計方針に関する説明資料【第73条 計装設備】	p.2	使用済燃料プール監視カメラの冷却装置について、女川では管理カメラと一体構造で69条において整理しており記載位置が相違している旨を差異理由として記載するよう、適正化しました。	2020/12/24	
303	共通(基本設計方針)	基本設計方針に関する説明資料【第74条 運転員が原子炉制御室にとどまるための設備】	p.4, 12	【74条21】43条における指摘事項の水平展開として、先行プラントの記載を踏まえ、放射性物質の濃度低減を明記するよう以下のとおり修正しました。 「～排気筒から排気し、原子炉格納容器から漏えいした空気中の放射性物質の濃度を低減させることで、中央制御室にとどまる～」	2020/12/24	
304	共通(基本設計方針)	基本設計方針に関する説明資料【第74条 運転員が原子炉制御室にとどまるための設備】	p.11	先行プラントとの差異理由について、女川の設計を踏まえて下記のとおり、理由を具体的に記載するよう修正しました。 「設計の差異(女川のフィルタ装置は、原子炉建屋内に設置し、建屋内の既存の遮蔽体で現場作業員を放射線から防護する設計としており、中央制御室の居住性確保に用いていないため、生体遮蔽装置として整理していない。)」	2020/12/24	
305	共通(基本設計方針)	基本設計方針に関する説明資料【第74条 運転員が原子炉制御室にとどまるための設備】	p.13	【74条27】流路に関する基本設計方針について、先行プラントの記載を踏まえ表現を見直し、下記のとおり修正しました。 「非常用ガス処理系の流路として、設計基準対象施設である非常用ガス処理系空気乾燥装置、非常用ガス処理系フィルタ装置、排気筒、原子炉建屋原子炉棟、原子炉建屋大物搬入口及び原子炉建屋エアロックを重大事故等対処設備として使用することから、流路に係る機能について重大事故等対処設備としての設計を行う。」	2020/12/24	

女川2号工認 記載適正化箇所(基本設計方針)

No.	図書種別, 図書番号	図書名称	該当頁	適正化内容	完了年月日	備考
306	共通(基本設計方針)	基本設計方針に関する説明資料【第77条 通信連絡を行うために必要な設備】	p.2	備考欄について、基本設計方針の文章番号の適正化を実施しました。	2020/12/24	
307	共通(基本設計方針)	基本設計方針に関する説明資料【第15条 設計基準対象施設の機能】	p.32	【15条5】プラスチック固化式固化装置の休止は新規制基準対応のための設備の設置場所確保が目的であり、新規制基準対応となるため、変更後のみの記載に修正しました。	2020/12/24	
308	共通(基本設計方針)	基本設計方針に関する説明資料【第54条 重大事故等対処設備】	p.3	【54条7】技術基準規則上の用語の定義と、工認上の名系統名称を踏まえて、以下のとおり記載を適正化しました。 「～設計基準事故対処設備並びに使用済燃料貯蔵槽(使用済燃料プール)の冷却設備～」	2020/12/24	
309	共通(基本設計方針)	基本設計方針に関する説明資料【第54条 重大事故等対処設備】	p.6	【54条21】環境条件に対しての要求となるため、多様性、位置的分散について、基本設計方針に記載は不要で、先行プラントとの差異理由において、多様性、位置的分散の当該要求先である基本設計方針の記載先を明確化するため、以下のとおり差異理由を修正しました。 「プラント固有条件の相違(女川では重大事故等時の環境条件として考慮する自然現象を、供用期間中に発生する規模を考慮し、竜巻や火山の影響は考慮不要と整理している。共通要因としての竜巻に対する設計(位置的分散)については【54条27】に記載している。)」	2020/12/24	
310	共通(基本設計方針)	基本設計方針に関する説明資料【第54条 重大事故等対処設備】	p.7, 9	【54条27, 39】共通要因で考慮する事象に関する基本設計方針の差異理由であるため、以下のとおり差異理由を適正化しました。 「プラント固有条件の差異(共通要因として考慮する事象の相違。)」	2020/12/24	
311	共通(基本設計方針)	基本設計方針に関する説明資料【第54条 重大事故等対処設備】	p.8	【54条31】屋外に保管する可搬型設備の位置的分散について、先行プラントの記載を踏まえ、下記のとおり修正しました。 「屋外に保管する可搬型重大事故等対処設備は、設計基準事故対処設備等及び常設重大事故等対処設備が設置されている建屋等から100m～」	2020/12/24	
312	共通(基本設計方針)	基本設計方針に関する説明資料【第54条 重大事故等対処設備】	p.12, 17	女川では設備稼働時の悪影響についても位置的分散により機能喪失しない設計としており、既に5.1.2において記載している事項に包含されることから、基本設計方針及び先行との差異理由を適正化しました。	2020/12/24	
313	共通(基本設計方針)	基本設計方針に関する説明資料【第54条 重大事故等対処設備】	p.16	津波、火山、竜巻に対する考慮事項について、先行プラントと相違点を以下のとおり適正化しました。 「プラント固有条件の差異(女川では重大事故等時の環境条件として、供用期間中に発生する規模を考慮し、津波及び火山の影響は考慮不要、竜巻は風(台風)に包絡されると整理している。)」	2020/12/24	

女川2号工認 記載適正化箇所(基本設計方針)

No.	図書種別, 図書番号	図書名称	該当頁	適正化内容	完了年月日	備考
314	共通(基本設計方針)	基本設計方針に関する説明資料【第54条 重大事故等対処設備】	p.18	共通要因に対する位置的分散による設計方針について、位置的分散に関する設計方針を記載している箇所を明確化するよう、差異理由を以下のとおり修正しました。 「設計の差異(女川の屋外の重大事故等対処設備の共通要因としての自然現象に対する設計は、「5.1.2 多様性、位置的分散等」にて位置的分散の考慮によって、設計基準事故対処設備等と同じ機能を有する他の重大事故等対処設備が同時に機能喪失しない設計であることを記載している。)(【54条27】)」	2020/12/24	
315	共通(基本設計方針)	基本設計方針に関する説明資料【第54条 重大事故等対処設備】	p.19	【54条72】積雪に対する考慮事項について、女川では除雪運用のみで対応し先行プラントと差異があることから、その相違点について明確化するよう差異理由を適正化しました。 「プラント固有条件の差異(女川では重大事故等時の環境条件として、供用期間中に発生する規模を考慮し、火山の影響は考慮不要と整理している。なお、積雪に対する運用は除雪のみとなる。)」	2020/12/24	
316	共通(基本設計方針)	基本設計方針に関する説明資料【第54条 重大事故等対処設備】	p.21, 22	先行プラントにおいて記載のある位置的分散については、女川では「5.1.2 多様性、位置的分散等」において整理していることから、当該箇所における位置的分散等に関する基本設計方針は削除しました。 また、差異理由を、基本設計方針文章削除をした理由を踏まえ、下記のとおり修文しました。 「設計の差異(女川では、地震以外の自然現象及び人為事象による波及的影響を考慮しておらず、当該事象における設備の機能維持については、「5.1.2 多様性、位置的分散等」にて設備の複数保管や位置的分散により機能を損なわない設計であることを記載している。)」 「設計の差異(女川では、設備が稼働することにより生じるものを「他の設備への悪影響」と整理しており、地震による影響に対して、常設重大事故等対処設備は耐震評価を行うことにより、可搬型重大事故等対処設備は位置的分散により機能を損なわない設計であることを、「5.1.2 多様性、位置的分散等」に記載している。)」	2020/12/24	
317	共通(基本設計方針)	基本設計方針に関する説明資料【第54条 重大事故等対処設備】	p.26	【54条101】屋内アクセスルートについても自然現象の影響を考慮しているため、本文章に「屋内」を追記しました。	2020/12/24	
318	共通(基本設計方針)	基本設計方針に関する説明資料【第54条 重大事故等対処設備】	p.27	【54条102】船舶の衝突に対する設計方針について、先行プラントと差異があることから、差異理由を追記しました。 「プラント固有条件の差異(船舶の衝突に対する防護方針の相違。)」	2020/12/24	
319	共通(基本設計方針)	基本設計方針に関する説明資料【第54条 重大事故等対処設備】	p.28	【54条110】車両に対する措置はスタッドレスタイヤ装着の運用のみであるため、差異理由を下記のとおり修文し、先行プラントとの相違点を明確化しました。 「設計の差異(女川では、車両に対してはスタッドレスタイヤ装着により通行性を確保する方針としている。)」	2020/12/24	

女川2号工認 記載適正化箇所(基本設計方針)

No.	図書種別, 図書番号	図書名称	該当頁	適正化内容	完了年月日	備考
320	共通(基本設計方針)	基本設計方針に関する説明資料【第54条 重大事故等対処設備】 基本設計方針に関する説明資料【第32条 非常用炉心冷却設備】	p.31 p.3	サプレッションチェンバを水源とするポンプの有効吸込水頭について、DB及びSAを区別し、以下のとおり文章を分け、修正しました。 【DB(32条)】 「非常用炉心冷却設備又は残留熱除去設備のうち、～設計基準事故時に想定される最も小さい有効吸込水頭においても～」 【SA(54条)】 「非常用炉心冷却設備その他原子炉注水設備のうち、～重大事故等時に想定される最も小さい有効吸込水頭においても～」	2020/12/24	
321	共通(基本設計方針)	基本設計方針に関する説明資料【第54条 重大事故等対処設備】	p.62	【54条71】設置許可の記載内容を踏まえ、下記のとおり修正しました。 「～可搬型重大事故等対処設備については、必要により当該設備の落下防止、転倒防止、固縛等の措置をとる。」	2020/12/24	
322	共通(基本設計方針)	基本設計方針に関する説明資料【第54条 重大事故等対処設備】	p.78	【54条113】様式-7における、設置許可との対比理由について、設備設計を明確化したものではないが、技術基準への適合性を示した基本設計方針であるため、対比理由を以下のとおり修正しました。 「技術基準規則の要求事項に対する基本設計方針を記載」	2020/12/24	
323	共通(基本設計方針)	基本設計方針に関する説明資料【第54条 重大事故等対処設備】	p.27	【54条103】他の基本設計方針での設備仕様の記載方法との整合させるため、当該設備の台数の記載を以下のとおり修正しました。 「～ブルドーザ(台数1(予備1))及びバックホウ(台数1(予備1))～」	2020/12/24	
324	共通(基本設計方針)	基本設計方針に関する説明資料【第46/76条 緊急時対策所】 基本設計方針に関する説明資料【第47条 警報装置等】	p.10 p.4	【46条5】【47条7】接続詞の適正化のため、「及び」と「,」の位置を交換し、以下のとおり修正しました。 「警報装置として、～無線連絡設備(携帯型)、衛星電話設備(固定型)及び衛星電話設備(携帯型)を設置又は保管する設計とする。」	2020/12/24	
325	共通(基本設計方針)	基本設計方針に関する説明資料【第46/76条 緊急時対策所】	p.7	【76条20】緊急時対策所を制圧化するタイミングについて追記し、以下のとおり適正化しました。 「緊急時対策所加圧設備(空気ポンプ)は、放射性雲通過時において、緊急時対策所等を正圧化し、～」	2020/12/24	
326	共通(基本設計方針)	基本設計方針に関する説明資料【第47条 警報装置等】	p.10	モニタリングポスト警報の発出場所について、先行プラントとの相違点を備考欄に追記しました。 「(技術基準規則第47条に基づくモニタリングポストの警報の発信先は中央制御室となる。)」	2020/12/24	

女川2号工認 記載適正化箇所(基本設計方針)

No.	図書種別, 図書番号	図書名称	該当頁	適正化内容	完了年月日	備考
327	共通(基本設計方針)	基本設計方針に関する説明資料【第62条 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための設備】	p.8	【62条8】設置許可で「交流電源に期待できない」となっている記載箇所について、機能喪失について記載している他の基本設計方針の書きぶりを踏まえ、下記のとおり適正化しました。 「～電動弁(交流)は、全交流動力電源が機能喪失した場合においても設置場所にて手動操作できる設計とする。」	2021/1/21	
328	共通(基本設計方針)	基本設計方針に関する説明資料【第62条 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための設備】	p.24	【62条21】【62条30】【62条42】【62条53】先行プラントにおける記載表現と、主語に対する関係性を踏まえ、「～熱交換器で除去した熱～」という記載に修正しました。	2021/1/21	
329	共通(基本設計方針)	基本設計方針に関する説明資料【第63条 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための設備】	p.9	フィルタ装置のスクラバ溶液排水設備については自主対策設備であるため基本設計方針には記載していない旨が明確となるよう、下記のとおり差異理由を修正しました。 「女川2号は排水設備を自主対策設備としているため記載しない。なお、女川2号はベント後のスクラバ溶液のサプレッションチェンバへの移送を自重により実施し、ポンプが不要な設計としている。」	2021/1/21	
330	共通(基本設計方針)	基本設計方針に関する説明資料【第63条 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための設備】	p.21	【63条37】【63条38】先行プラントにおける記載表現と、主語に対する関係性を踏まえ、「～熱交換器で除去した熱～」という記載に修正しました。	2021/1/21	
331	共通(基本設計方針)	基本設計方針に関する説明資料【第64条 原子炉格納容器内の冷却等のための設備】	p.2	【64条22】【64条34】先行プラントにおける記載表現と、主語に対する関係性を踏まえ、「～熱交換器で除去した熱～」という記載に修正しました。	2021/1/21	
332	共通(基本設計方針)	基本設計方針に関する説明資料【第65条 原子炉格納容器の過圧破損を防止するための設備】	p.2	【65条9】先行プラントにおける記載表現と、主語に対する関係性を踏まえ、「～熱交換器で除去した熱～」という記載に修正しました。	2021/1/21	

女川2号工認 記載適正化箇所(基本設計方針)

No.	図書種別, 図書番号	図書名称	該当頁	適正化内容	完了年月日	備考
333	共通(基本設計方針)	基本設計方針に関する説明資料【第65条 原子炉格納容器の過圧破損を防止するための設備】	p.14	フィルタ装置のスクラバ溶液排水設備については自主対策設備であるため基本設計方針には記載していない旨が明確となるよう、下記のとおり差異理由を修正しました。 「女川2号は排水設備を自主対策設備としているため記載しない。なお、女川2号はベント後のスクラバ溶液のサプレッションチェンバへの移送を自重により実施し、ポンプが不要な設計としている。」	2021/1/21	
334	共通(基本設計方針)	基本設計方針に関する説明資料【第66条 原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための設備】	p.2	【66条39】先行プラントにおける記載表現と、主語に対する関係性を踏まえ、「～熱交換器で除去した熱～」という記載に修正しました。	2021/1/21	
335	共通(基本設計方針)	基本設計方針に関する説明資料【第66条 原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための設備】	p.13, 18, 22	【66条80】復水移送ポンプを使用した系統、代替循環冷却ポンプを使用した系統、可搬型ポンプによる系統それぞれが互いに独立性を有していることを明確化するため、以下を追記しました。 「～それぞれ互いに重大事故等対処設備としての独立性を有する設計とする。」	2021/1/21	
336	共通(基本設計方針)	基本設計方針に関する説明資料【第67条 水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための設備】	p.13	フィルタ装置のスクラバ溶液排水設備については自主対策設備であるため基本設計方針には記載していない旨が明確となるよう、下記のとおり差異理由を修正しました。 「女川2号は排水設備を自主対策設備としているため記載しない。なお、女川2号はベント後のスクラバ溶液のサプレッションチェンバへの移送を自重により実施し、ポンプが不要な設計としている。」	2021/1/21	
337	共通(基本設計方針)	基本設計方針に関する説明資料【第69条 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための設備】	p.3	【69条57】先行プラントにおける記載表現と、主語に対する関係性を踏まえ、「～熱交換器で除去した熱～」という記載に修正しました。	2021/1/21	
338	共通(基本設計方針)	基本設計方針に関する説明資料【第69条 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための設備】	p.17, 19	【69条29, 38】技術基準要求、設置変更許可において試験の方法等の要求はないことを踏まえて、「使用済燃料プール内へのスプレーは、放水量及び放水範囲を試験により確認」を削除しました。	2021/1/21	

女川2号工認 記載適正化箇所(基本設計方針)

No.	図書種別, 図書番号	図書名称	該当頁	適正化内容	完了年月日	備考
339	共通(基本設計方針)	基本設計方針に関する説明資料【第69条 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための設備】	p.22	【69条58】先行プラントにおける記載表現と、主語に対する関係性を踏まえ、「～熱交換器で除去した熱～」という記載に修正しました。	2021/1/21	
340	共通(基本設計方針)	女川2号工認 指摘事項に対する回答整理表 基本設計方針に関する説明資料【第71条 重大事故等の収束に必要な水の供給設備】	p.4 p.6, 7	残留熱除去系は海を水源として使用できない系統構成、原子炉格納容器フィルタベント系は海を利用しない運用としていることから、女川では海を水源として記載していない旨を記載するよう、回答整理表の回答及び71条の資料の他社との差異理由を修正しました。	2021/1/21	
341	共通(基本設計方針)	基本設計方針に関する説明資料【第71条 重大事故等の収束に必要な水の供給設備】	p.20	【71条9】文章中で読点が抜けていたため、下記のとおり追加しました。 「～原子炉格納容器代替スプレイ冷却系(可搬型)原子炉格納容器フィルタベント系への水補給～」	2021/1/21	
342	共通(基本設計方針)	基本設計方針に関する説明資料【第74条 運転員が原子炉制御室にとどまるための設備】 基本設計方針に関する説明資料【38条 原子炉制御室等】	p.5 p.8	【74条16】【38条18】酸素濃度計と二酸化炭素濃度計は中央制御室待避所に1セット保管することとしているため、保管場所を明確化するよう以下のとおり修正しました。 「酸素濃度計(中央制御室用)(個数1(予備1))及び二酸化炭素濃度計(中央制御室用)(個数1(予備1))を中央制御室内に保管する設計とする。また、酸素濃度計(中央制御室用)(個数1)及び二酸化炭素濃度計(中央制御室用)(個数1)を中央制御室待避所内に保管する設計とする。」	2021/1/21	
343	共通(基本設計方針)	基本設計方針に関する説明資料【第74条 運転員が原子炉制御室にとどまるための設備】	p.6	【74条6】要目表に記載している系統名称との整合のため、下記のとおり中央制御室待避所加圧空気供給系の系統名称を修正しました。 「～中央制御室の気密性並びに中央制御室換気空調系、中央制御室待避所加圧空気供給系、中央制御室しゃへい壁、～」	2021/1/21	
344	共通(基本設計方針)	基本設計方針に関する説明資料【第74条 運転員が原子炉制御室にとどまるための設備】	p.12	【74条23】原子炉建屋ブローアウトパネルの登録について先行プラントも踏まえて再検討し、主登録を原子炉格納施設(二次格納施設気密バウンダリ)、兼用として原子炉冷却系統施設(高圧炉心スプレイ系)及び浸水防護施設と修正しました。合わせて、兼用の記載を以下のとおり修正しました。 「～原子炉建屋原子炉棟に設置する原子炉建屋ブローアウトパネル(原子炉冷却系統施設のうち「5.2 高圧炉心スプレイ系」、浸水防護施設と兼用(以下同じ。))は、閉状態の維持～」	2021/1/21	

女川2号工認 記載適正化箇所(基本設計方針)

No.	図書種別, 図書番号	図書名称	該当頁	適正化内容	完了年月日	備考
345	共通(基本設計方針)	基本設計方針に関する説明資料【第77条 通信連絡を行うために必要な設備】	p.9	【77条28】先行プラントの書きぶりを踏まえ、通信連絡設備の設置場所を以下のとおり追記しました。 「中央制御室内、中央制御室待避所内及び緊急時対策所内に設置する通信連絡設備のうち～」	2021/1/21	
346	共通(基本設計方針)	基本設計方針に関する説明資料【第63条 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための設備】	p.7, 27	【63条12】原子炉格納容器フィルタベント系の窒素置換に関する基本設計方針【63条9】と記載表現を合わせて、以下のとおり記載を修正しました。 「～待機させ、原子炉格納容器ベント後においても不活性ガス(窒素)で置換できる設計とする。」 また、原子炉冷却系統施設の原子炉格納容器フィルタベント系の章で記載している【63条12】(p.7)については、【63条9】(p.7)と同趣旨の記載が重複していることから、重複箇所を削除するよう記載を修正しました。	今回回答	
347	共通(基本設計方針)	基本設計方針に関する説明資料【第63条 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための設備】	p.8, 15	【63条11, 29】記載表現を以下のとおり適正化しました。 「～原子炉格納容器代替スプレイ冷却系等による原子炉格納容器内へのスプレイを停止する運用を保安規定に定めて～」	今回回答	
348	共通(基本設計方針)	基本設計方針に関する説明資料【第65条 原子炉格納容器の過圧破損を防止するための設備】	p.10, 13	【65条24】原子炉格納容器フィルタベント系の窒素置換に関する基本設計方針【65条21】と記載表現を合わせて、以下のとおり記載を修正しました。 「～待機させ、原子炉格納容器ベント後においても不活性ガス(窒素)で置換できる設計とする。」 また、原子炉格納施設の原子炉格納容器フィルタベント系の章で記載している【65条24】(p.13)については、【65条21】(p.12)と同趣旨の記載が重複していることから、重複箇所を削除するよう記載を修正しました。	今回回答	
349	共通(基本設計方針)	基本設計方針に関する説明資料【第65条 原子炉格納容器の過圧破損を防止するための設備】	p.13	【65条23】記載表現を以下のとおり適正化しました。 「～原子炉格納容器代替スプレイ冷却系等による原子炉格納容器内へのスプレイを停止する運用を保安規定に定めて～」	今回回答	
350	共通(基本設計方針)	基本設計方針に関する説明資料【第67条 水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための設備】	p.8	【67条13】原子炉格納容器フィルタベント系の窒素置換に関する他条文の基本設計方針と記載表現を合わせて、以下のとおり記載を修正しました。 「～待機させ、原子炉格納容器ベント後においても不活性ガス(窒素)で置換できる設計とする。」	今回回答	



女川2号工認 記載適正化箇所(基本設計方針)

No.	図書種別, 図書番号	図書名称	該当頁	適正化内容	完了年月日	備考
351	共通(基本設計方針)	基本設計方針に関する説明資料【第14条 安全設備】 基本設計方針に関する説明資料【第54条 重大事故等対処設備】	p.19 p.62	【14条25】様式-7について、DB条文であることからSAに関する記載を削除し、記載を適正化しました。 「原子炉格納容器内の安全施設は、設計基準事故等時に想定される圧力、～」 【54条74】様式-7について、SA条文であることからDBに関する記載を削除し、記載を適正化しました。 「原子炉格納容器内の重大事故等対処設備は、重大事故等時に想定される圧力、～」	今回回答	
352	共通(基本設計方針)	基本設計方針に関する説明資料【第15条 設計基準対象施設の機能】	p.26	【15条5】様式-7の変更前について、変更後と記載表現に相違があったため適正化しました。(読点を削除) 「～伴う飛散物により安全性を損なわない～」	今回回答	
353	共通(基本設計方針)	基本設計方針に関する説明資料【第15条 設計基準対象施設の機能】	p.27	【15条7】様式-7の変更前について、変更後と記載表現に相違があったため適正化しました。(読点を追加) 「～また、ジェット反力によるホイッピングで～」	今回回答	
354	共通(基本設計方針)	基本設計方針に関する説明資料【第15条 設計基準対象施設の機能】	p.28	【15条10】様式-7の変更前について、変更後と記載表現に相違があったため適正化しました。 「～発電用原子炉施設の安全性を損なわない設計とする。」	今回回答	
355	共通(基本設計方針)	基本設計方針に関する説明資料【第15条 設計基準対象施設の機能】	p.29	【15条11】様式-7の変更前について、変更前では重大事故はないため、「設計基準対象施設としてのみ共用」の記載は不要のため削除し、適正化しました。	今回回答	
356	共通(基本設計方針)	基本設計方針に関する説明資料【第16条 全交流動力電源喪失対策設備／第45条 保安電源設備】	p.20	【45条3】様式-7の変更前について、変更後と記載表現に相違があったため適正化しました。(誤記修正) 「～非常用電源設備の非常用ディーゼル発電機(高压炉心スプレイ系ディーゼル発電機を含む。)から～」	今回回答	
357	共通(基本設計方針)	基本設計方針に関する説明資料【第20/57条 安全弁等】	p.7	【57条14】他条文の文章が統合される基本設計方針ですが、他条文の基本設計方針の文章番号が誤っていたため適正化しました。	今回回答	
358	共通(基本設計方針)	基本設計方針に関する説明資料【第26条 燃料取扱設備及び燃料貯蔵設備】	p.35	【26条50】様式-7について、3社比較表等で記載した基本設計方針と記載表現に相違があったため、適正化しました。(誤記修正) 「～基準地震動Ssを考慮しても、地震時の各部発生応力～」	今回回答	

女川2号工認 記載適正化箇所(基本設計方針)

No.	図書種別, 図書番号	図書名称	該当頁	適正化内容	完了年月日	備考
359	共通(基本設計方針)	基本設計方針に関する説明資料【第34条 計測装置】	p.16	【34条13】様式-7について、計測結果の保存は追加要求であるため、変更前から削除しました。 「～また、計測結果を記録できる設計とする。」	今回回答	
360	共通(基本設計方針)	基本設計方針に関する説明資料【第36条 反応度制御系統及び原子炉停止系統】	p.7	【36条2】様式-7の変更前について、変更後と記載表現に相違があったため適正化しました。 「～、原子炉再循環ポンプ2台を同時にトリップする機能を設ける設計とする。」	今回回答	
361	共通(基本設計方針)	基本設計方針に関する説明資料【第38条 原子炉制御室等】	p.8	【38条18】他に記載している二酸化炭素濃度計の名称と整合のため、記載を適正化しました。また、保管場所について、76条の記載表現と整合させるため、「待避所内」と適正化しました。 「～及び二酸化炭素濃度計(中央制御室用)(個数1)を中央制御室待避所内に保管する設計とする。」	今回回答	
362	共通(基本設計方針)	基本設計方針に関する説明資料【第38条 原子炉制御室等】 基本設計方針に関する説明資料【第74条 運転員が原子炉制御室にとどまるための設備】	p.11 p.10	【38条15】【74条2】【74条3】空調系のダンパも弁と同様に、日本語名称と弁番号を記載するよう、表現を適正化しました。 「～中央制御室換気空調系の中央制御室外気取入ダンパ(前)、(後)(V30-D303,D304)、中央制御室少量外気取入ダンパ(A)、(B)(V30-D301A,B)及び中央制御室排風機(A)、(B)出口ダンパ(V30-D305A,B)を閉とすることにより外気との連絡口を遮断し、中央制御室再循環フィルタ装置入口ダンパ(A)、(B)(V30-D302A,B)を開とすることにより中央制御室再循環フィルタ装置を通る～」	今回回答	
363	共通(基本設計方針)	基本設計方針に関する説明資料【第38条 原子炉制御室等】	p.15	【38条4】様式-7について、3社比較表等で記載した基本設計方針と記載表現に相違があったため、適正化しました。 (送り仮名の適正化) 「～連携の機能に係る情報伝達の不備～」	今回回答	
364	共通(基本設計方針)	基本設計方針に関する説明資料【第40条 廃棄物貯蔵設備等】	p.15	【40条8】様式-7について、3社比較表等で記載した基本設計方針と記載表現に相違があったため、適正化しました。 (複数形に適正化) 「～及びこれらに関連する～」	今回回答	
365	共通(基本設計方針)	基本設計方針に関する説明資料【第42条 生体遮蔽等】	p.6	【42条3】様式-7について、3社比較表等で記載した基本設計方針と記載表現に相違があったため、適正化しました。 (漢字の適正化) 「～中央制御室待避所遮蔽及び～」	今回回答	
366	共通(基本設計方針)	基本設計方針に関する説明資料【第46/76条 緊急時対策所】	p.42	【76条11】様式-7について、3社比較表等で記載した基本設計方針と記載表現に相違があったため、適正化しました。 「～することにより、電源の多様性を有する～」	今回回答	

女川2号工認 記載適正化箇所(基本設計方針)

No.	図書種別, 図書番号	図書名称	該当頁	適正化内容	完了年月日	備考
367	共通(基本設計方針)	基本設計方針に関する説明資料【第48/78条 準用】	p.20	【48条10】様式-7の変更前について、第2号機の補助ボイラーに関する基本設計方針が不足していたことから追記しました。 「～ばいじん濃度を低減する設計とする。また、補助ボイラーは電気ボイラーを使用することにより、ばい煙を発生しない設計とする。」	今回回答	
368	共通(基本設計方針)	基本設計方針に関する説明資料【第72条 電源設備】	p.51	【72条53】様式-7について、3社比較表等で記載した基本設計方針と記載表現に相違があったため、適正化しました。(接続詞の適正化) 「～, 460V 原子炉建屋交流電源切替盤(緊急用)、460V 原子炉建屋交流電源切替盤(非常用)、～」	今回回答	
369	共通(基本設計方針)	基本設計方針に関する説明資料【第73条 計装設備】	p.21	【73条11】様式-7について、可搬型計測器の兼用(主登録側、兼用側)の記載を追記し適正化しました。 また、3社比較表等で記載した基本設計方針と記載表現に相違があったため、適正化しました。(誤記修正) 「～1 セット26 個(予備26 個(緊急時対策建屋に保管)) (核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設のうち「3. 計測装置等」の設備と兼用又は計測制御系統施設のうち「2.4 電源喪失時の計測」の設備を核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設のうち「3.計測装置等」の設備として兼用)により計測できる設計とし、～(中略)～、複数のパラメータがある場合は、いずれか1つの～」	今回回答	
370	共通(基本設計方針)	基本設計方針に関する説明資料【第74条 運転員が原子炉制御室にとどまるための設備】 基本設計方針に関する説明資料【第77条 通信連絡を行うために必要な設備】	p.5 p.13	【74条9】【74条11】77条の基本設計方針(【77条8】)も展開することとしていましたが、先行プラントの条文適用等を再確認し、77条の展開を取りやめ、74条のみに修正しました。	今回回答	
371	共通(基本設計方針)	基本設計方針に関する説明資料【第74条 運転員が原子炉制御室にとどまるための設備】	p.15	【74条1】様式-7について、3社比較表等で記載した基本設計方針と記載表現に相違があったため、適正化しました。(遮蔽壁の名称を工認上の名称に適正化) 「～中央制御室しゃへい壁、中央制御室待避所遮蔽、～」	今回回答	
372	共通(基本設計方針)	基本設計方針に関する説明資料【第74条 運転員が原子炉制御室にとどまるための設備】	p.18	【74条9】様式-7について、3社比較表等で記載した基本設計方針と記載表現に相違があったため、適正化しました。 「～衛星電話設備(固定型)を設置する設計とする。」	今回回答	
373	共通(基本設計方針)	基本設計方針に関する説明資料【第74条 運転員が原子炉制御室にとどまるための設備】	p.19	【74条11】様式-7について、3社比較表等で記載した基本設計方針と記載表現に相違があったため、適正化しました。(遮蔽壁の名称を工認上の名称に適正化) 「～監視を行うため、必要な数量のデータ表示装置～」	今回回答	